

当日配布資料

（仮称）寒川町障がい者福祉計画

（案）

寒川町

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

町では、平成22年度に「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと、「障がい者やさしさプラン（第2次寒川町障がい者計画）」（計画期間:平成23～26年度）を策定し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

一方で、障がい者やさしさプランに掲げる具体的な施策を展開していくうえで、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第3期寒川町障がい福祉計画」（計画期間:平成24～26年度）を平成23年度に策定しました。

これまでの間、障害者総合支援法の段階的施行や障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法の施行といった障がい者に係わる新たな法制度が打ち出され、制度の変化に対応するためにも、両計画は調和を図りながら、一体的に進めていく必要がある計画です。

そこで、両計画が平成26年度をもって終了することを機に、障がい福祉制度の変革や新たなニーズに應えるために、これまでの取組状況を踏まえ、平成27年度から（仮称）「寒川町障がい者福祉計画」として一体的に策定し、今後、一貫した障がい福祉施策を効果的に推進してまいります。

なお、今後、制度改正に踏まえ、必要に応じ計画期間中での計画の見直しもありうることに留意します。

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため障がい者等を対象にアンケート調査を実施し、ご意見を頂戴しております。

2. 計画の目的

この計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定により策定されている町の障がい者計画と「障害者総合支援法」第88条に規定されている障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ障がい福祉計画を調和のとれた一体的な計画とするために「(仮称) 寒川町障がい者福祉計画」として策定しました。

策定に当たっては、国や神奈川県ของ障がい者計画を基本とし、策定時の基本指針に基づき、基本的には、これまでの前計画を踏襲し、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定しました。

3. 障がい者計画と障がい福祉計画について

市町村における障がい者の福祉に係わる計画には、「障害者基本法」に基づく、「障害者計画」と「障害者総合支援法」に基づく、「障害福祉計画」の2つの法定計画があります。

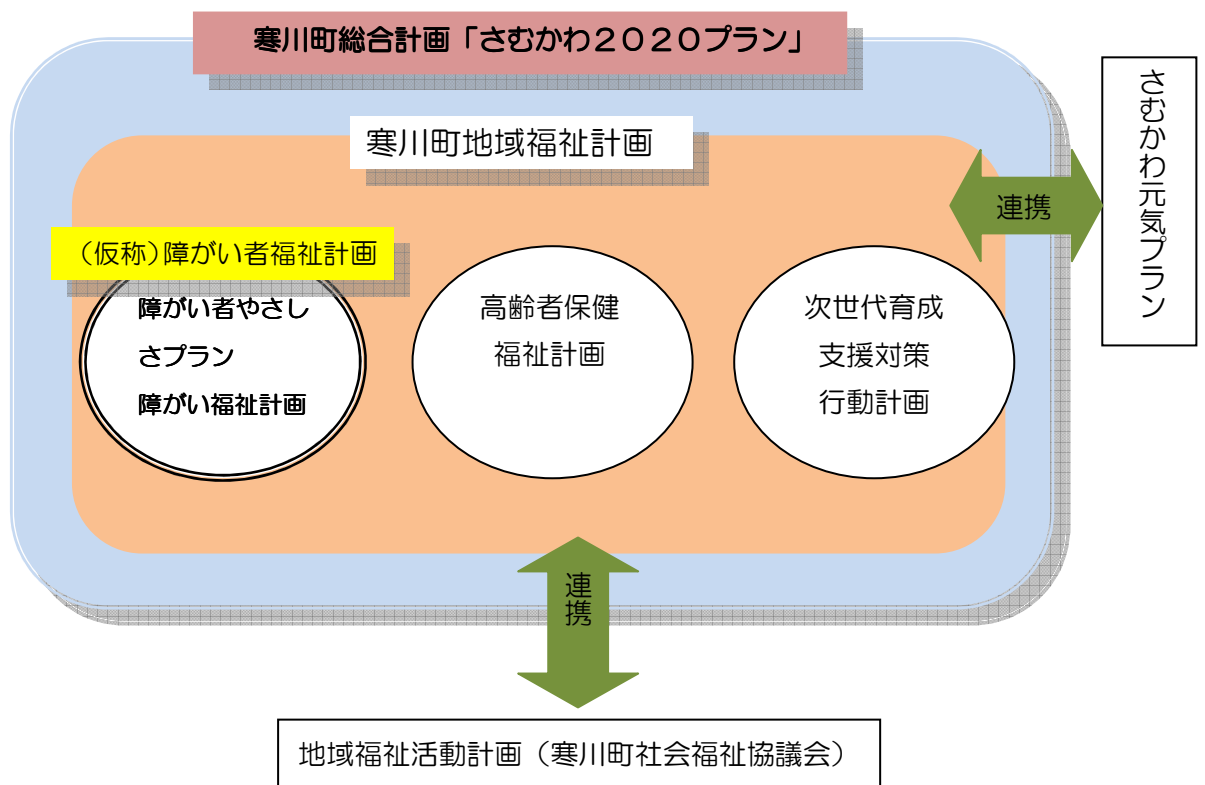
	障がい者計画	障がい福祉計画
根 拠 法 令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)
位 置 づ け	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、各年度の種類ごとに必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画

4. 計画の位置づけ

本町の町政運営における基本的な計画である「寒川町総合計画（さむかわ2020プラン）」及び「寒川町地域福祉計画」の個別計画として位置づけるものであり、本計画における「障がい者やさしさプラン（障がい者計画）」は、障害者基本法に基づく、障がい者施策全般におよぶ基本的な事項を定めた「障害者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての各年度の種類ごとに必要な見込量等を定める実施計画としての性格を有する「障害福祉計画」と位置づけます。

本計画は、本町の「寒川町総合計画（さむかわ2020プラン）」を基本とし、国や県の障がい者計画に則したものとするとともに、「寒川町地域福祉計画」等、本町の各計画等との整合を図ります。

◆障がい者計画の位置づけ◆



5. 計画の期間

障がい者計画と障がい福祉計画の調和を考慮し、一体的に策定することが望ましいため、計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年計画とします。

◆計画期間◆

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
やさしさプラン (障がい者) 計画	第2次障がい者計画				(仮称) 障がい者福祉計画		
障がい福祉 計画	第2期	第3期障害福祉計画					

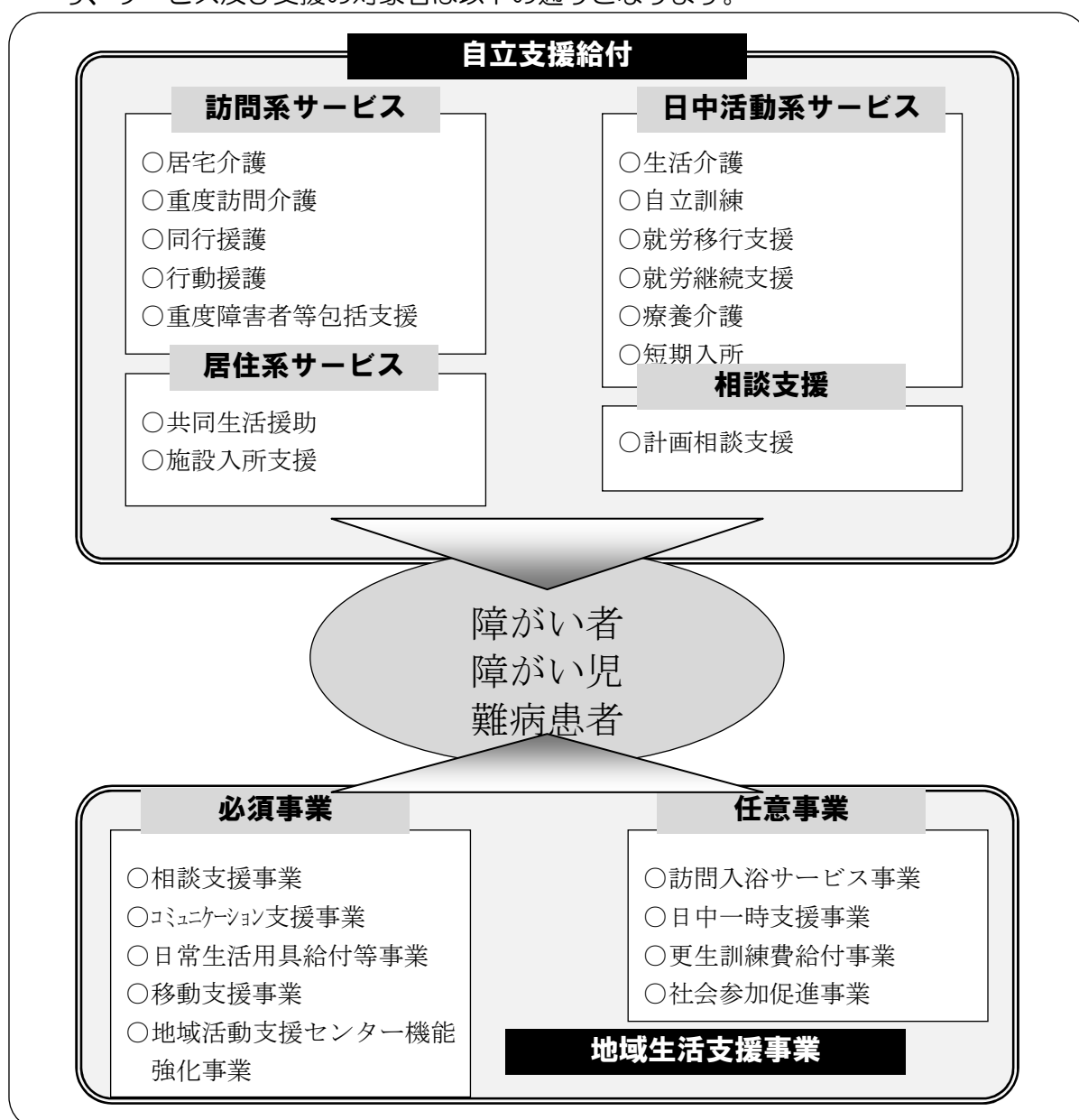
6. 計画の対象者

この計画における「障がい者」という範囲については、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項で定められているところの障がい者としてします。

具体的な状態でいうと、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、難病患者、自閉症スペクトラム症、注意欠如・多動症、高次脳機能障がいなどの疾病や障がいのある方となります。

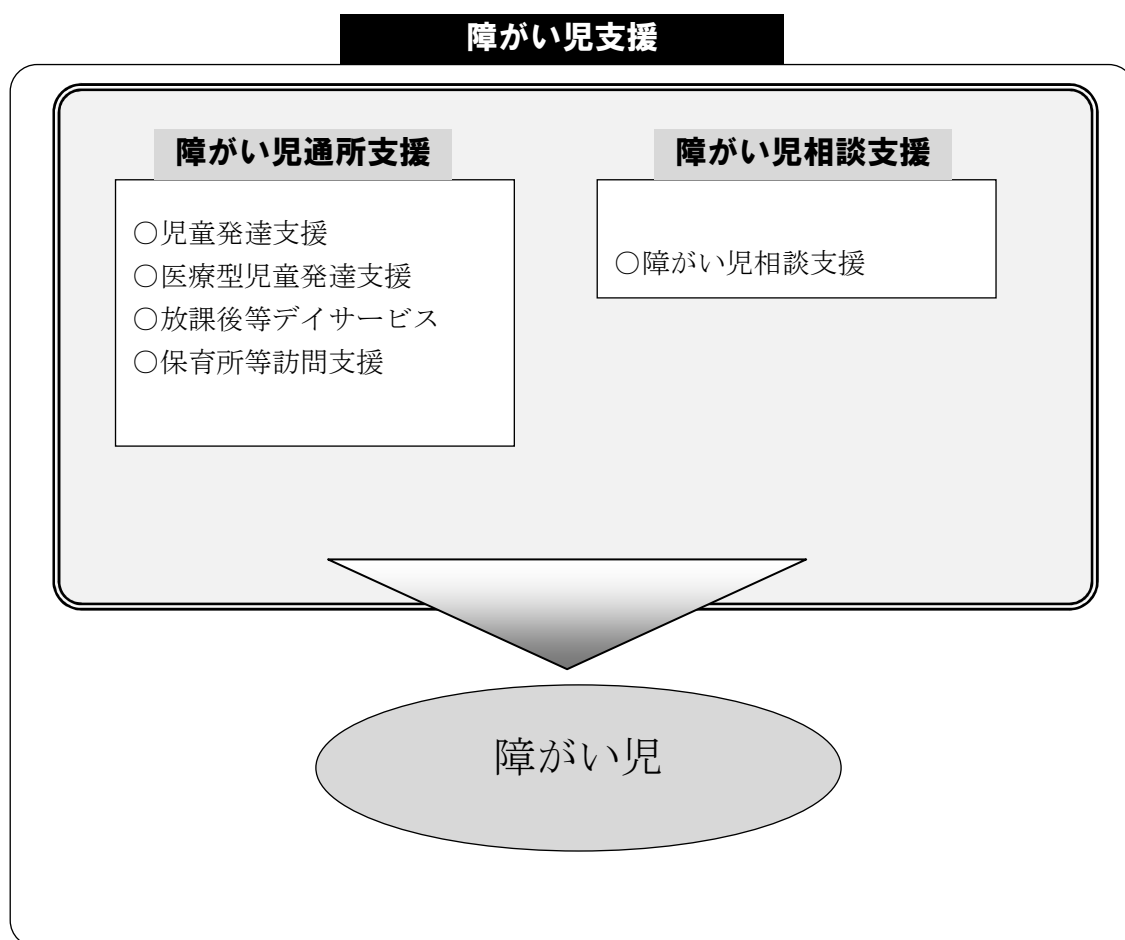
各サービスの対象者（障害者総合支援法関連サービス）

障害者総合支援法は、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的としております。障がい福祉サービス及び支援事業の全体像は下図のような体系となっております。サービス及び支援の対象者は以下の通りとなります。



各サービスの対象者（児童福祉法関連サービス）

平成24年4月より、障がい児支援の強化を図るため、児童福祉法に障がい児の通所支援の「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を位置づけ、実施されております。サービス及び支援事業の全体像は下図のような体系となっており、サービス及び支援の対象者は以下の通りとなります。



(1) 訪問系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
居宅介護	障がい支援区分※が区分1以上（障がい児※の場合はこれに相当する心身の状態）である人。ただし、通院介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合は、下記のいずれにも該当する人。 （1）区分2以上に該当していること。 （2）障がい支援区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 ・「歩行」：「全面的な支援」 ・「移乗」「移動」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」 ・「排尿」「排便」：「部分的な支援」又は「全面的な支援」
重度訪問介護	重度の肢体不自由※者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより著しい困難を有する人であって、常時介護を要する人。 具体的には、障がい支援区分が区分4以上で、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する人。 （ア）下記のいずれにも該当すること。 （1）二肢以上に麻痺等があること。 （2）障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 （イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人。
同行援護	視覚障がい※により、移動に著しい困難を有する人等。 具体的には障がい支援区分に関わりなく、「同行援護アセスメント調査票」において下記のいずれにも該当する人。 （1）「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」いずれかが1点以上。 （2）「移動障がい」の点数が1点以上。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等で、常時介護を要する人。 具体的には、障がい支援区分が3以上で、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児の場合はこれに相当する支援の度合）である人。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人。 具体的には、障がい支援区分が6（障がい児の場合は区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人で次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する人。 （ア）重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人のうち、下記のいずれかに該当する人。 （1）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人。 （2）最重度知的障がいのある人。 （イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人。

(2) 日中活動系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の必要な援助を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人。 具体的には、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人として次に掲げる人。 (1) 障がい支援区分が3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上である人。 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が2（障がい者支援施設に入所する場合は区分3）以上である人。 (3) 障がい者支援施設に入所する人であって障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。
自立訓練	＜機能訓練＞ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体に障がいのある人又は難病等対象の人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーション※の継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。 (2) 盲・ろう・養護学校※を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。 ＜生活訓練＞ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。 (2) 盲・ろう・養護学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。
宿泊型自立訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の。支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の人。 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人。

サービス名	利用対象者
就労継続支援A型 (雇用型)	企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の人）。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 (2) 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 (3) 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人。
就労継続支援B型 (非雇用型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人。 (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された人。 (3) 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金※1級受給者。 (4) 上記に該当しない人で、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と町が判断した人。（平成27年3月31日まで） (5) 障がい者支援施設に入所する人については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。
療養介護	機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他の必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人。 具体的には、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人として次に掲げる人。 (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障がい支援区分が区分6の人。 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人で、障がい支援区分が区分5以上の人。
短期入所	居宅において介護を行う人の疾病、その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人。 具体的には、次に該当するような人。 (1) 障がい支援区分が区分1以上である障がいのある人。 (2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児。

(3) 居住系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人（身体の障がいにあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る）。
施設入所支援	(1) 生活介護を受けている人で、障がい支援区分が4（50歳以上の人にあつては区分3）以上である人。 (2) 自立訓練又は就労移行支援を受けている人で、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況、その他のやむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人。 (3) 生活介護を受けている人で障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせを認めた人。 (4) 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。

(4) 障がい児通所系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。具体的には、次に該当するような人。 (1) 町が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。 (2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所で、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
保育所等訪問支援	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

(5) 相談支援の対象者

サービス名	利用対象者
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人。具体的には、次に該当するような人。 (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がいのある人。 (2) 精神科病院に入院している精神障がいのある人。 (3) 救護施設又は更生施設に入所している障がいのある人。 (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がいのある人。 (5) 更生保護施設に入所している障がいのある人又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある人。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人。具体的には、次に該当するような人。 (1) 居宅において単身のため緊急時の支援が見込めない状況にある人。 (2) 居宅において家族と同居している障がいのある人でも、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がいのある人に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある人。尚、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人の他、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等も含む。

7. 計画の推進体制

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の内容は、福祉、保健、教育、都市整備、防災等広範囲にわたっており、目標を実現するには関係部署の連携により、効果的かつ計画的に取り組む必要があります。そこで、障がい福祉計画の推進にあたっては、福祉部を中心とした庁内の横断的な連携を図ってまいります。

また、本計画を着実に推進するために、「寒川町地域自立支援協議会」において、分析、評価を行うとともに、庁内で実施している町総合計画後期基本計画実施事業進行管理を活用し、達成状況や施策の効果を検証してまいります。

(2) 計画の推進体制

①障がいのある人、町民等の意見の反映

- ・計画を推進していくためには、障がいのある人、その保護者、障がい者団体、町民等との協議・意見交換を行うとともに、町民の意見や提言を各施策に取り入れられるよう努め、計画の策定・見直しに反映させていきます。

②町民への情報提供の充実

- ・国や県からの情報収集、近隣市町村との情報交換を密に行い、障がいのある人や保護者等に向けた障がい福祉施策の情報提供の充実を図ります。
- ・本計画の進捗状況報告及び協議会の運営状況については、ホームページ等で公表していきます。

③各施策の実行に向けた財源の確保

- ・本計画で位置づけられた各施策を着実に推進していくためには、必要な財源の確保に努めていきます。

④関係機関との連携

- ・各施策を展開していくためには、地域社会を構成する町民、サービス提供事業者、企業、ボランティア等などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、本計画に位置づけられた各施策の実行に向けて取り組んでいきます。

第2章 障がい者等の現状

第2章 障がい者等の現状

1. 人口の推移

町の人口は、平成26年4月1日現在で47,385人となり、平成21年から若干の減少傾向となっております。

障害者自立支援法が施行された平成18年と、施行後8年経過した平成26年とを比較すると103人の増加となっています。

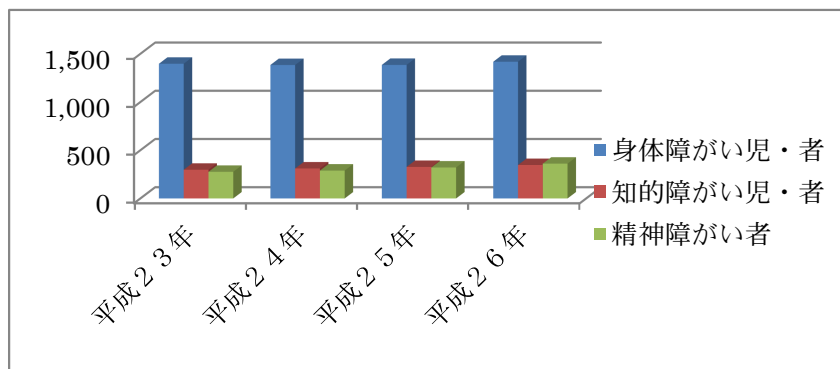
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	47,712	47,697	47,479	47,446	47,367	47,385

※各年の総人口は4月1日現在

2. 障がい者数の推移

平成26年4月1日現在、町の身体障害者手帳※・療育手帳※・精神障害者保健福祉手帳※の所持者数は2,126人、その推移は、下図のとおりで、総人口に占める割合は4.48%となっています。

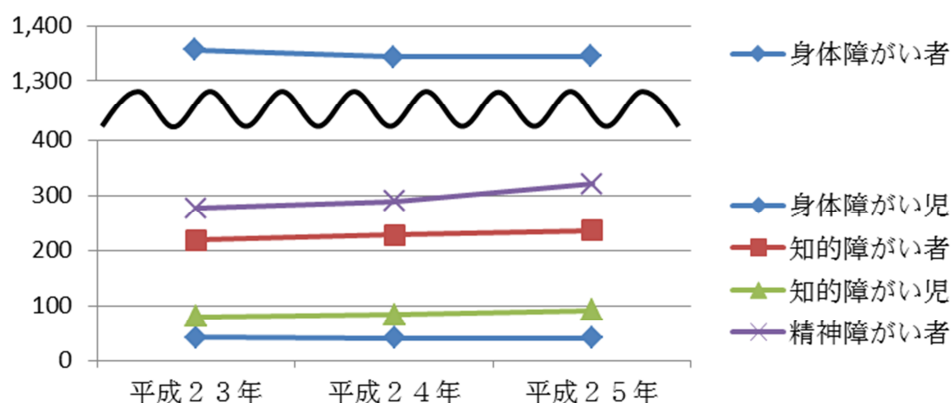
人口の推移と比較すると年々伸び率が上昇している傾向があり、特に精神に障がいのある人の伸びは顕著です。



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
<u>身体障がい者</u> ※	1,356	1,344	1,345	1,379
身体障がい児	41	40	40	39
<u>知的障がい者</u> ※	218	228	236	239
知的障がい児	80	83	91	108
<u>精神障がい者</u> ※	276	289	321	361
合 計	1,971	1,984	2,033	2,126
対人口比率	4.15%	4.18%	4.29%	4.48%

(資料：寒川町福祉課調べ 各年4月1日現在)

- 精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数。
- 身体障がい児者数については、身体障害者手帳所持者の総合等級（身体に2つ以上の障がい重複する場合、重複する障がいに係る各障がい等級の指数を合算し得られた等級）にて計上。



◆等級・障がい別人数集計

（平成26年4月1日現在）

障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	42	24	14	8	18	3	109
聴覚障がい※	9	36	17	29	2	46	139
平衡機能障がい	0	0	0	0	1	0	1
音声機能障がい	4	1	5	1	0	0	11
言語機能障がい	13	7	2	4	0	0	26
肢体不自由	186	165	145	212	58	29	795
心臓機能障がい	169	2	15	13	0	0	199
腎臓機能障がい	119	0	3	0	0	0	122
呼吸器機能障がい	8	2	15	2	0	0	27
膀胱直腸障がい	4	2	6	58	0	0	70
咀嚼機能障がい	1	0	0	1	0	0	2
小腸機能障がい	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	3	0	0	0	0	0	3
その他内部障がい※	0	4	1	2	0	0	7
計	558	243	223	330	79	78	1,511
重複者	60	23	6	2	2	0	93
実数	498	220	217	328	77	78	1,418

※障がい重複している人がいるため、本来存在しない等級にカウントされている場合があります。（他の障がいで等級がついている場合など）

知的障がい者（療育手帳所持者）数は、平成26年4月1日現在で347人となっていて、平成23年と比べ、約16%の増加となっています。

◆知的障がい者数（療育手帳所持者数）

（単位：人）

重度	中度	軽度	合計
139	86	122	347

（平成26年4月1日現在）

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、平成26年4月1日現在で361人となっていて、平成23年度と比べ、約30%の増加となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳等級別件数

（単位：人）

1級	2級	3級	合計
57	212	92	361

（平成26年4月1日現在）

◆保険別自立支援医療※(精神通院)件数

（単位：人）

被保険者	被扶養者	国民健康保険	生活保護	その他	合計
79	159	254	103	18	613

（平成26年4月1日現在）

第3章 計画の基本理念と方針・目標

1. 基本理念

障がいのある人もない人も、

地域の中で安心して暮らせる社会を目指して

2. 基本方針・目標

障がい者が、社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の5項目の施策を基本目標とします。

基本目標1 お互いを尊重し理解しあえるまちづくり

障がいのある人が身近な地域で生活していくためには、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、広報・啓発をはじめ、障がいに対する正しい理解や認識が深まるよう、交流やふれあいの機会などを活用することにより、心のバリアフリーを推進します。

基本目標2 地域におけるサービスの充実

障がいのある人が自己選択・自己決定により、ライフステージに応じた必要なサービスが利用できるよう、また地域での生活が継続できるよう、一人ひとりのニーズや障がいの状態に応じた福祉サービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人の自立と社会参加を促進するために、安心・安全な生活が送れるよう、ユニバーサルデザイン*に配慮した生活環境の整備と防災・防犯体制の充実に努めます。

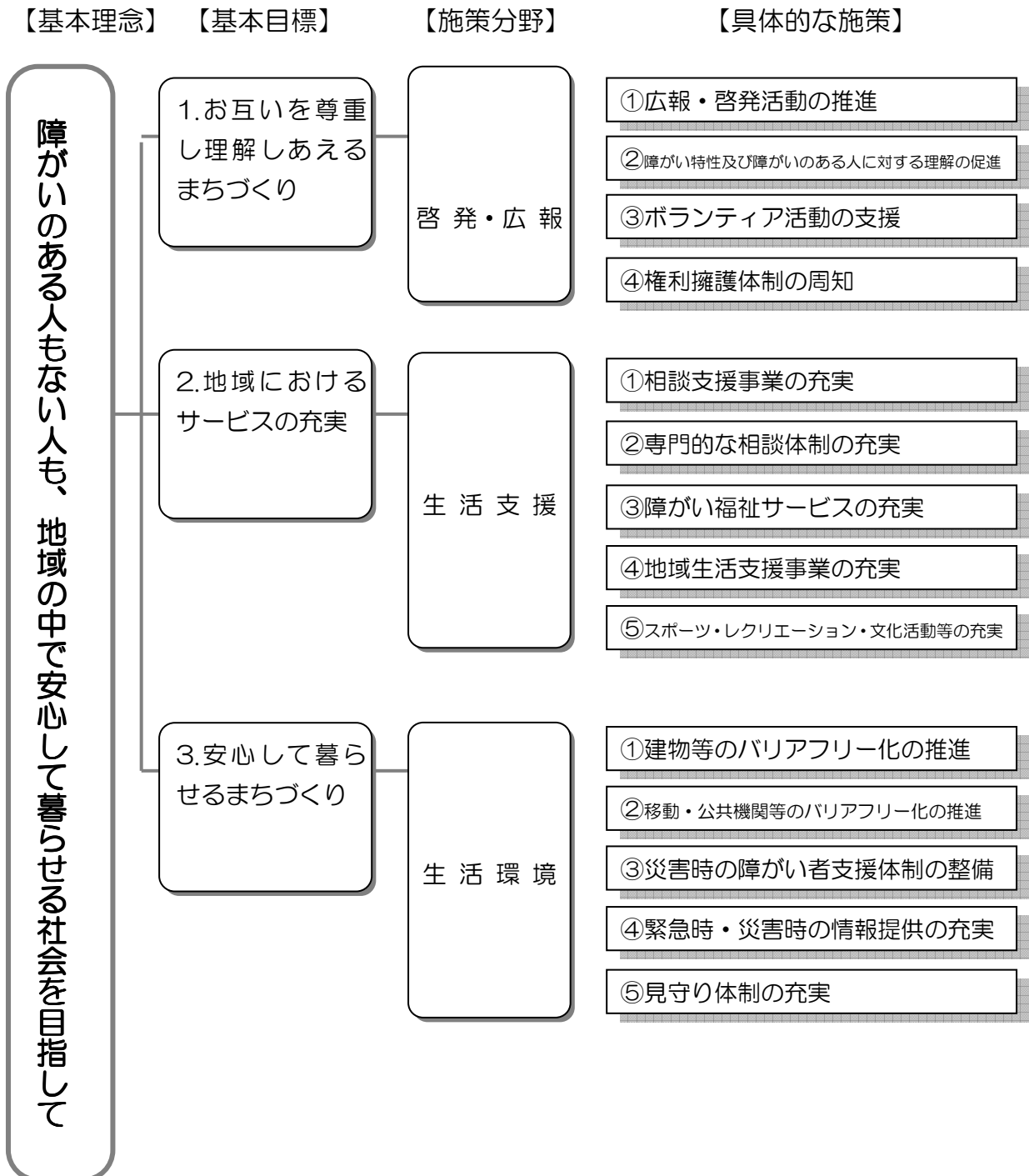
基本目標4 助け合い・支えあいのあるまちづくり

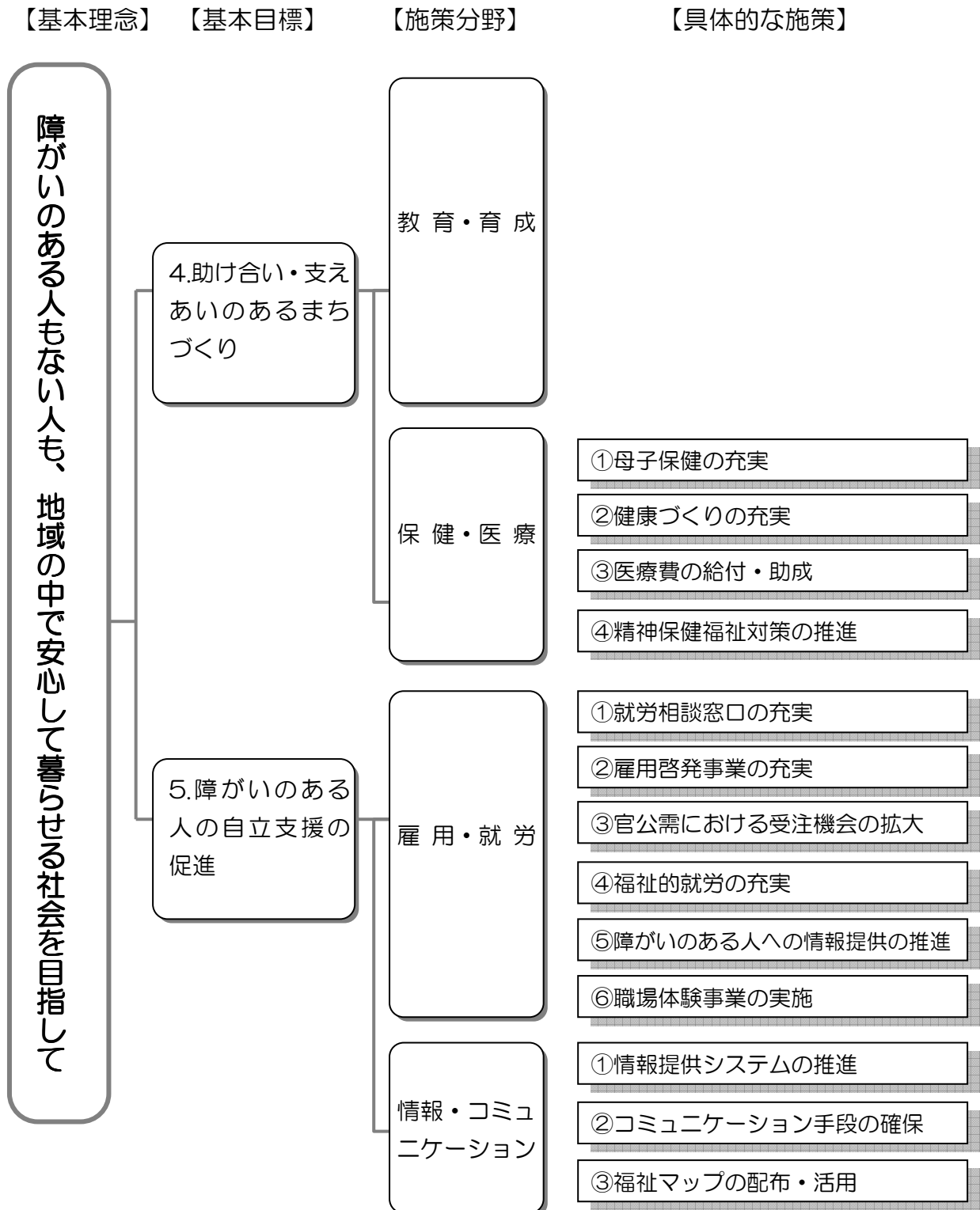
障がいのある人もない人も地域で生活を送るためには、町民・団体・関係機関等との連携や協働が必要不可欠なため、相談支援体制のネットワークの構築に努め、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備を目指します。

基本目標5 障がいのある人の自立支援の促進

障がいのある人が地域で主体的に自立した生活が営むことができるよう、関係機関と連携して雇用や就労の促進を図るなど、障がいのある人の自立支援を推進します。

3. 施策の体系図





第4章 施策の展開

1. 啓発・広報

◆現状と課題◆

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報を速やかに、わかりやすく提供していくことが必要です。障がいのある人が十分な情報を得ることができるよう、障がい特性に配慮した細やかな情報提供が求められています。

◆施策の方向◆

広報紙やホームページ、情報メディア等多様な手段を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。

さらに、関係機関と連携し、障がいのある人が様々な事業等を通じて障がいのない人との交流を促進することができる体制づくり及び啓発活動を推進します。

◆具体的な施策◆

①広報・啓発活動の推進

- ・広報紙やホームページ、ポスター、寒川町地域自立支援協議会で作成したリーフレット等を通じて、情報提供に努め、障がい特性及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深めます。

・町民からの要請に応じ、障がいをテーマとした出前講座を実施します。

②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進

- ・障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。
- ・障がい特性及び障がいのある人に対し関心と理解を深めるため、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会の実施、広報紙の活用やリーフレットの配布等をし、障がいに対する理解を深める啓発活動を行っています。これらを引き続き推進していきます。

③ボランティア活動の支援

- ・町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っています。

④権利擁護体制の周知

- ・施設入所者や入院している人、各種契約行為等を行うことが困難な人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費を助成する成年後見制度利用支援事業^{※3}を推進していきます。

・成年後見制度については制度や手続きが煩雑で、わかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員（行政書士）による成年後見相談を実施していきます。

・平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられ、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図っていますが、同計画の策定に関するアンケート結果より、同法の趣旨・目的の認知が十分になされていない状況にあるようです。同法の適切な運用のため、周知の推進を図ります。

また、緊急時な一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていきます。

・平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、同法に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。

また、同法の施行後において、規定される基本方針に基づいて、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

2. 生活支援

◆現状と課題◆

障害者総合支援法に基づき、各種サービスを提供していますが、障がいのある人が地域で生活していくための支援や、家族の高齢化による家族介護能力の低下へのフォローが必要となっています。

個々の障がい状況に応じたサービス体制づくりや、障がいのある人が地域で安心して生活できるような生活支援体制づくり、支援が必要な部分を補う施策、家族の状況や生活の場の状況に応じた支援が必要です。

◆施策の方向◆

障がいのある人が日常生活において必要なサービスが利用できるよう、適切なサービス提供に努めます。また、家族の状況、障がいの状況に応じたサービス提供ができるようケアマネジメント^{※1}体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動等を楽しみ、その活動を通じた社会参加や様々な交流の機会をもてるよう、一層の拡充に取り組むとともに各種行事に参加できるよう、基盤整備に努めます。

◆具体的な施策◆

①相談支援事業の充実

- ・相談支援を適切に実施していくために、担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。

・障がいのある人やその家族が、民生（児童）委員や委託相談支援事業者の相談・支援活動内容を知ることができ、利用しやすいような環境づくりを推進します。

- ・介護保険制度と障がい福祉サービス^{※2}等をはじめとする障がい者施策との調整を図りながら、サービス利用者に適切なサービスを提供できるよう関係各課と連携を図ります。

・寒川町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、ほっとすぱーすの登録を進めています。地域生活を送る上で不安の軽減を図るとともに本人の実情に即した新体制のネットワークの確立に努めます。

②専門的な相談体制の充実

- ・専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎保健福祉事務所、総合療育相談センター等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。

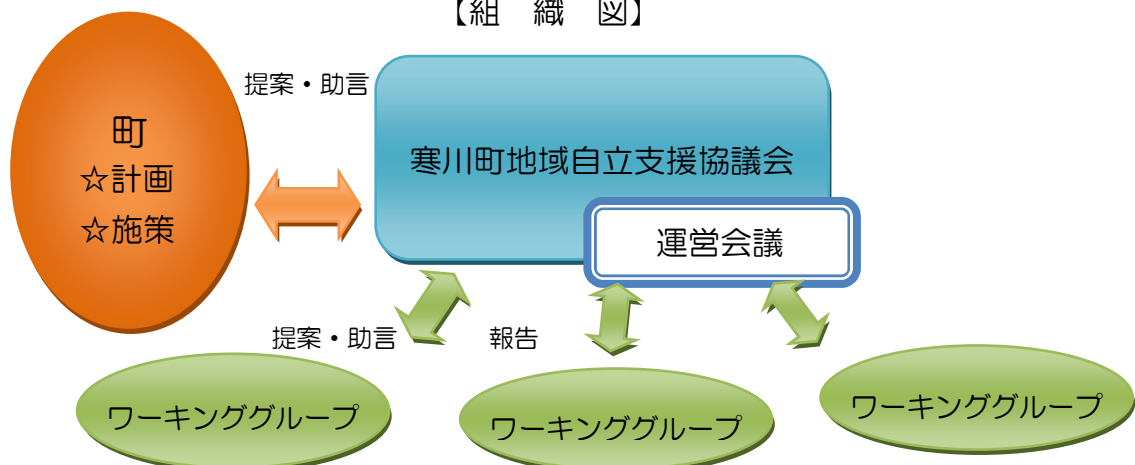
・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口専門職を配置することに努めます。

- ・ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。
- ・地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。

◆寒川町地域自立支援協議会◆

地域自立支援協議会では、町の障がい福祉施策への意見・提案・協力をするとともに関係機関と地域の課題を情報共有し、地域の実態に合ったニーズの実現に向け協議・検討をしていきます。

【組 織 図】



自立支援協議会	町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画の進行管理の一端を担います。 また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討してきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。
運営会議	相談支援事業所「すまいる」と福祉課で構成し、協議会の運営、調整を行います。
ワーキンググループ	協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて取り組んでいきます。メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成。

③障がい福祉サービスの充実

1) 訪問系サービスの充実

- ・訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護等）については、アンケートの結果、今後もサービスの利用が増加すると見込まれます。これらは人の居宅生活を支えるサービスとなるため、必要なサービス量の確保とともに障がいに応じた適切なサービスが提供できるよう働きかけます。

2) 日中活動系サービスの充実

- ・日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）等）については、地域における障がいのある人の日中活動の場となるため、サービス提供事業所と連携し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。

3) 居住系サービスの充実

- ・居住系サービス（共同生活援助等）においては、障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。

4) 障害福祉サービス拠点事業所の整備

- ・障がい特性などによりサービスを利用することが難しい場合や緊急にサービスを利用することが必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置してまいります。

5) 難病患者に対する福祉サービスの充実

- ・平成25年度4月1日の障害者総合支援法の改正に伴い、障がい福祉サービス等の対象に難病患者がなりました。病状の変化や進行等に配慮し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。

④地域生活支援事業の充実

1) 相談支援事業の充実

・相談支援事業については、今後想定される障害者手帳所持者の増加に合わせて、委託相談支援事業所の設置数も含めて、適切な相談支援体制の整備に努めます。

2) その他地域生活支援事業の充実

・その他の地域生活支援事業（相談支援事業以外）については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努めます。

⑤スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

・スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。

・町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。

また、障がいのある人が参加できるスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し、支援します。

3. 生活環境

◆現状と課題◆

障がいのある人の居住環境の整備を促進するため、住宅の改修に対し、一部助成を行っています。

今日、施設から地域生活への移行を促進する方向性に重点がおかれている中、障がいのある人が地域で生活することに対し、多様なニーズと関心が高まっています。

地域生活に移行するにあたっては、居住の場となるグループホームの整備促進が課題となっています。

また、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、防災・防犯体制の整備に努めるとともに地域住民と連携した災害時の支援体制づくりを確立していく必要があります。

◆施策の方向◆

あらゆる人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインを基本に障がいのある人が安心して生活し、社会参加できるよう、居住環境をはじめ、公共交通機関等生活空間のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人が安心して生活していくためには、日頃から要援護者[※]の把握と名簿の作成に努め、地域との連携により防災対策の推進を図るとともに、防犯対策の充実に努めます。

◆具体的な施策◆

①建物等のバリアフリー化の推進

- ・障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業^{*1}や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。

②移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

- ・公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレ^{*3}の整備を推進します。また、障がいのある人のおむつ交換のための簡易ベットの設置を推進します。

・音響信号の設置について茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていきます。

また、障がいのある人の地域生活の安全を図るため、町内の危険個所の点検を継続的に実施していきます。

③災害時の障がい者支援体制の整備

- ・災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。

また、福祉避難所の協定締結に向けて、関係機関との協議に努めていきます。

- ・災害時に支援が必要な要援護者の把握に努めるとともに、個人情報保護に配慮しながら地域住民により災害発生時に障がいのある人等に対し、迅速な情報提供や適切な避難・救助を含めた支援体制の確立を目指します。

・災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実に努めます。

・町の実施する総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。

④緊急時・災害時の情報提供の充実

- ・各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象に消防本部のファックス119番の実施や神奈川県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります。
- ・障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOS ネットワーク事業をホームページや広報、制度案内冊子への掲載やパンフレットの配布を行い、事業の充実を図ります。
- ・障害のある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行います。

⑤見守り体制の充実

- ・障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体（民生委員児童委員、自治会、県をはじめとする関係機関等）の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図ります。
- ・一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進します。

5. 保健・医療

◆現状と課題◆

障がいの原因と疾病等を予防するには、保健・医療の充実が重要です。

障がいの原因のひとつである生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から、健康診査や保健指導、健康相談を有効活用するとともに、生活習慣病の予防に関する情報提供を行っていく必要があります。

また、医療的ケアが必要な障がいのある人への支援体制の充実を図っていく必要があります。

◆施策の方向◆

障がいの予防と早期発見のため、各種健診事業の実施に加え、関係機関と連携を図り、適切な治療及び相談が受けられるよう、支援体制の整備に努めます。

障がいのある人が地域で良好な生活を送るために、精神疾患の通院治療や重度身体障がい者や重度知的障がい者に対し、健康保険の一部負担金についても引き続き助成を行います。

◆具体的な施策◆

①母子保健の充実

- ・障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等保護者の育児不安の解消をさらに図ります。
- ・保健師等による「育児相談」や心理判定員による「子どもの心の相談」を実施し、発達に特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育につなげられるよう関係機関との連携を強化します。

②健康づくりの充実

- ・健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めます。また、予防に向けた普及啓発に努めます。
- ・在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎保健福祉事務所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。

③医療費の給付・助成

- ・自立支援医療費制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。

④精神保健福祉施策の推進

- ・精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎保健福祉事務所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。

6. 雇用・就労

◆現状と課題◆

障がいのある人にとって自立のための経済的基盤となる就労の場の確保は、社会参加の促進を図る上で極めて重要な課題であります。

働きたいという意欲がある障がいのある人に対し、その適性に応じた職場が確保できるよう支援していくためには、福祉施策と労働施策が連携し、企業の理解促進を図るとともに、障がいの程度や種類によって多様な就労の場を確保する必要があります。

また、障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との一層の連携を図り、個々のニーズに応じた就労支援体制づくりに努めていく必要があります。

◆施策の方向◆

就労と生活上の支援を必要とする障がいのある人に、相談や援助を行うとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、継続的かつ包括的な支援体制づくりに努めます。

また、事業主や民間企業に対する障がい者雇用の理解の促進を図り、障がいのある人の就労の場の拡大に努めます。

◆具体的な施策◆

①就労相談窓口の充実

- ・就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター[※]等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。

②雇用啓発事業の充実

- ・障がいのある人の雇用を促進するため、民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。

③ 官公需における受注機会の拡大

- ・平成25年4月より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行に伴い、寒川町障害者事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努めます。

④福祉的就労の充実

- ・一般就労^{※2}が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労^{※3}の場の確保に努めます。

⑤障がいのある人への情報提供の推進

- ・湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、雇用に関する情報を提供し、職域の開拓を行います。

⑥職場体験事業の充実

- ・養護学校に通っている生徒に対し、卒業後の就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館での実習を引き続き、実施していきます。

7. 情報・コミュニケーション

◆現状と課題◆

障がいのある人が自立した生活を送るためには、必要な情報を速やかにわかりやすく提供することが必要であり、障がいに応じた情報提供ができるよう努めていく必要があります。

◆施策の方向◆

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、必要な情報を正確に提供し、誰もが入手しやすく、わかりやすい情報提供による情報のバリアフリー化を推進します。

聴覚障がいや視覚障がい、言語障がいのある人に対し、手話通訳者等の養成事業の充実を図るとともに、情報通信装置等の日常生活用具の利用の促進に努めます。

◆具体的な施策◆

①情報提供システムの推進

- ・障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。

②コミュニケーション手段の確保

- ・視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていきます。また広報誌についても、視覚障がいのある人向けに録音テープの作成を行っています。引き続き実施していきます。
- ・聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の資質向上を図ります。
- ・障がいに応じたコミュニケーション機器が給付できるよう、日常生活用具の給付を行います。

③福祉マップの配布・活用

- ・障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時においては、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布します。

第5章 障がい福祉サービスの種類と 見込量

第5章 障がい福祉サービスの種類と見込量

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、一月当たりの必要なサービス量を平成29年度まで見込みます。

見込量の算出にあたっては、各サービスの利用率を実績値から算出し、平成27年度以降の人口推計及び障がい者数に適用し推計しています。さらに、アンケート調査結果のサービス利用意向を勘案して見込量を算出しています。

《自立支援給付※サービス一覧》

1. 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助。
(2) 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象とした、自宅での入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービス。
(3) 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象とした、外出時における移動に必要な情報提供や支援等。
(4) 行動援護	行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人を対象とした、危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等。
(5) 重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供。
2. 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	常に介護を必要とする人を対象とした、昼間の排せつ、食事の介護等と、創作的活動または生産活動の機会の提供。
(2) 自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を実施。
(3) 就労移行支援	一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を実施。
(4) 就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を実施。
(5) 療養介護	医療と通常介護を必要とする人を対象とした、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援。
(6) 短期入所	障がいのある児童を対象とした、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等。
3. 居住系サービス	
(1) 共同生活援助 (GHに一元化)	共同生活援助（グループホーム）は、主として夜間において共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助。
(2) 施設入所支援	施設に入所する人を対象とした、入浴、排せつまたは食事の介護等。
4. 相談支援	
(1) 計画相談支援	障がい福祉サービスの利用調整が困難な単身で障がいのある人を対象に、サービス利用計画書を作成。
(2) 地域相談支援	住居の確保や相談等による地域移行支援や連絡可能な体制の確保による緊急対応を行う地域定着支援など。

《児童発達支援一覧》

5. 障がい児通所支援	
(1) <u>児童発達支援</u>	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練など。
(2) <u>医療型児童発達支援</u>	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
(3) <u>放課後デイサービス</u>	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを支援します。
(4) <u>保育所等訪問支援</u>	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。
(5) <u>障がい児相談支援</u>	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童。

1. 訪問系サービス

【主な事業内容】

サービス	名称サービス内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出時において移動に必要な情報や支援等を行います。
行動援護	行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人に危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。

【現状と実績】

重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、利用実績はありません。

居宅介護は、見込の約半分程度の数値で推移しているものの、おおむね増加傾向にあります。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
居宅介護	人分	計画	76	78	80
		実績	43	48	
	時間分	計画	1,007	1030	1,053
		実績	570.8	614.5	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※時間分は月間延べ時間。

【サービス見込量と考え方】

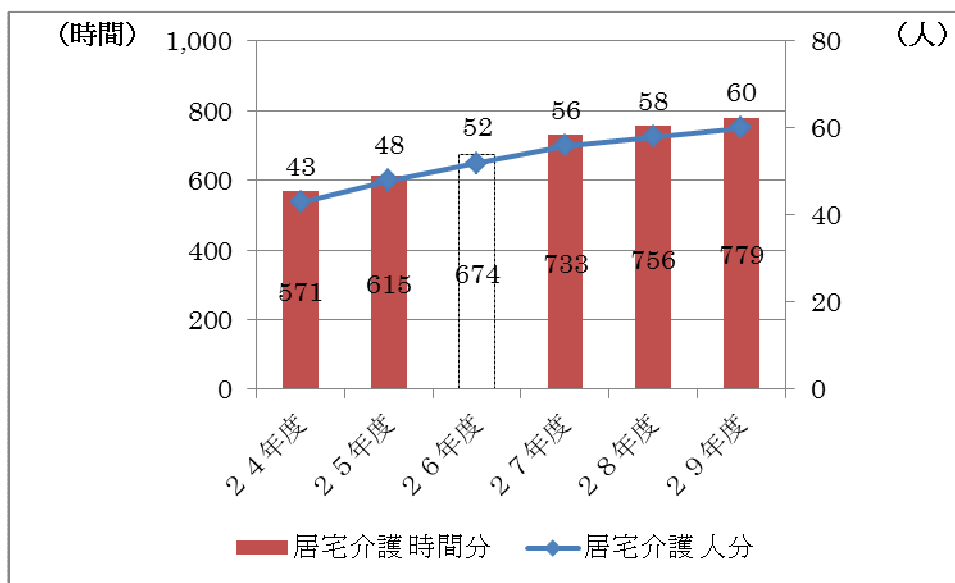
第3期計画の見込どおりに実績が上がらなかったため、数値の見直しを行い、アンケート調査結果の利用意向を反映させた数値となっています。

なお、訪問系サービスの内容は、前頁のとおりですが、サービス見込量については、国の指針に従い一括して設定することとします。

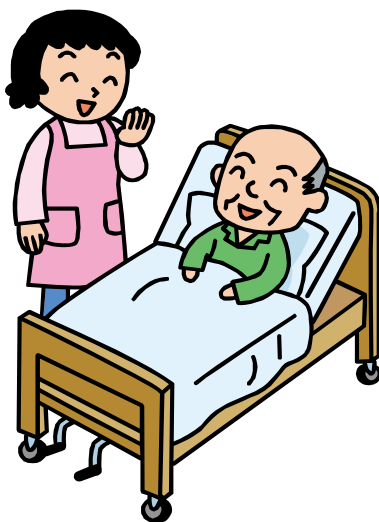
(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
居宅介護等	人分	56	58	60
	時間分	733	756	779

※人分は月間実人数、時間分は月間延べ時間で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。



2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【主な事業内容】

常に介護を必要とする人に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【現状と実績】

ほぼ人数、延べ人数ともに見込み量どおりとなっています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
生活介護	人分	計画	93	96	99
		実績	92	91	
	人日分	計画	1,560	1,609	1,659
		実績	1,649	1,577	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

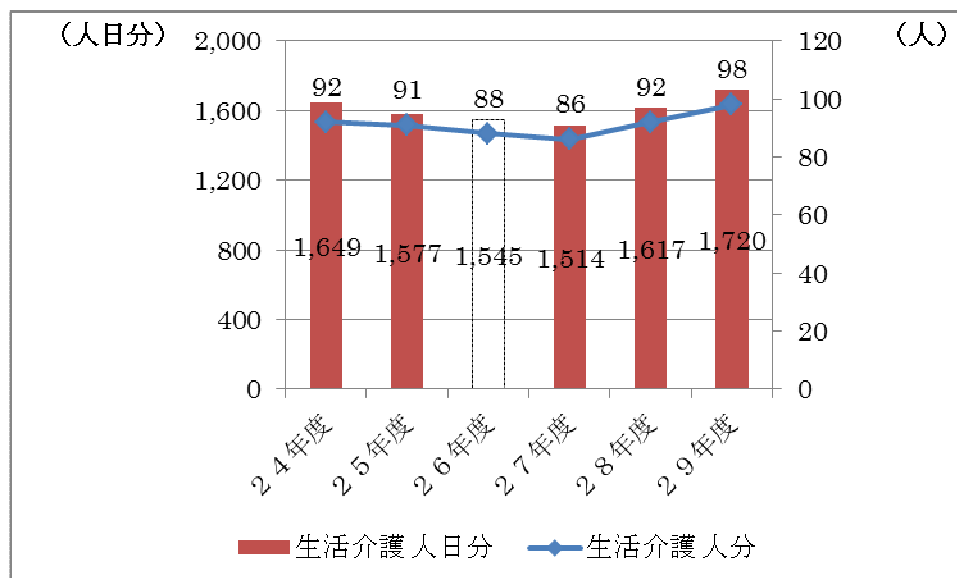
【サービス見込量と考え方】

第3期計画通り推移していますが、減少傾向にあるため、数値の見直しを行い、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	86	92	98
	人日分	1,514	1,617	1,720

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

(2) 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）

【主な事業内容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現状と実績】

引き続き事業所や入所施設からグループホームへの地域移行を目指す利用者もおりますが、実績は、ほぼ横ばいの状態です。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
自立訓練（機能訓練）	人分	計画	1	1	1
		実績	1	1	
	人日分	計画	23	23	23
		実績	9	20	
自立訓練（生活訓練）	人分	計画	1	1	1
		実績	4	2	
	人日分	計画	23	23	23
		実績	79	42	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

【サービス見込量と考え方】

機能訓練、自立訓練ともに実績値が横ばいの状態を受けて、実績数値を計画の数値として見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
自立訓練（機能訓練）	人分	1	1	1
	人日分	23	23	23
自立訓練（生活訓練）	人分	2	2	2
	人日分	23	23	23

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。

(3) 就労移行支援

【主な事業内容】

一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。

【現状と実績】

今までは、増加傾向にありましたが、平成24年度を境に減少傾向に転じています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
就労移行支援	人分	計画	22	23	23
		実績	8	7	
	人日分	計画	294	303	312
		実績	153	152	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。



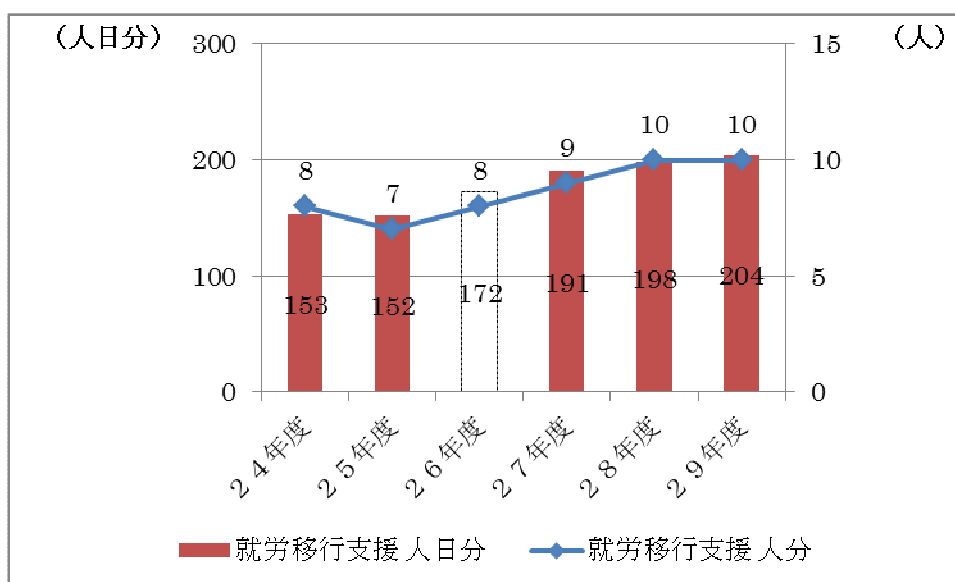
【サービス見込量と考え方】

若干の減少傾向にあったため、数値の見直しを行い、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

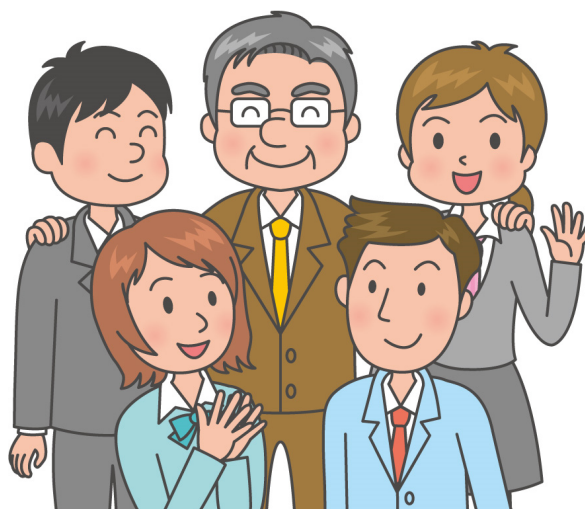
(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人分	9	10	10
	人日分	191	198	204

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。



(4) 就労継続支援（A型：雇用型）（B型：非雇用型）

【主な事業内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を行います。

【現状と実績】

A型（雇用型）は、今まで計画を下回って推移していましたが、平成25年度の実績で上回ることができました。B型（非雇用型）については、平成22年度以降、ほぼ計画通りの実績となっています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
就労継続支援 A 型 (雇用型)	人分	計画	2	2	2
		実績	1	2	
	人日分	計画	38	39	40
		実績	18	45	
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	人分	計画	80	83	85
		実績	75	69	
	人日分	計画	1,196	1,233	1,270
		実績	1,183	1,084	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

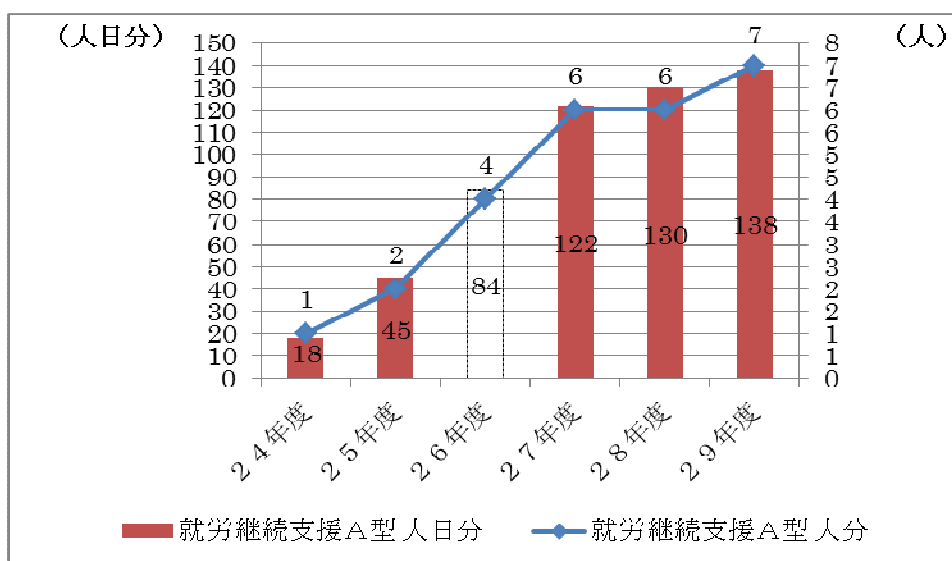
※人日分は月間延べ利用日数。

【サービス見込量と考え方】

A型（雇用型）については、他市ではありますが、事業所が増加にしたことにより、利用者も増えたものと予想されます。本計画においては、平成27年度からの利用者を6人として見込み、利用日数についても増加を見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
就労継続支援 A 型	人分	6	6	7
	人日分	122	130	138



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

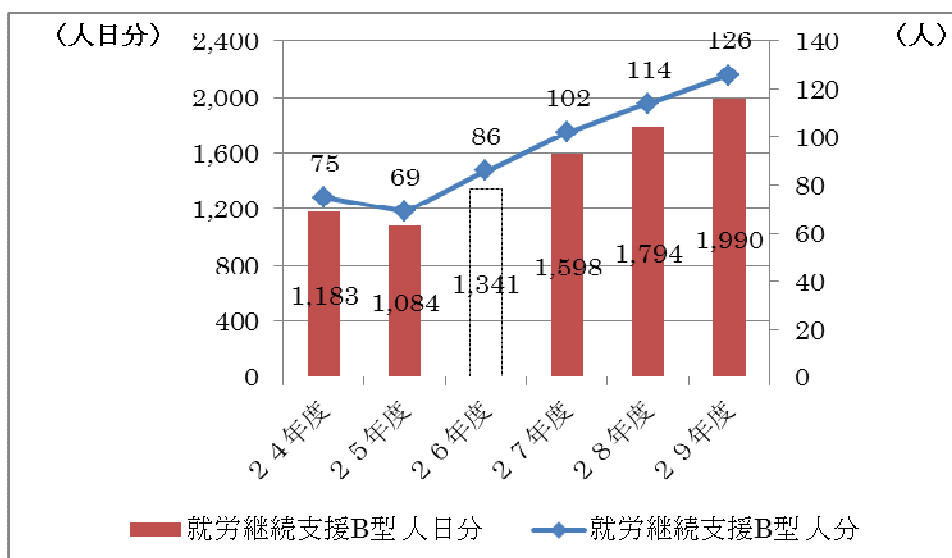
B型（非雇用型）については、利用者数は、ほぼ第3期計画通りに増加しており、今後についても増加を見込んでおります。

また、平成27年度からの計画数値につきましては、アンケート調査結果の利用意向を反映させております。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
就労継続支援B型	人分	102	114	126
	人日分	1,598	1,794	1,990

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

(5) 療養介護

【主な事業内容】

医療と通常介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

【現状と実績】

平成23年度までの対象者は1名でしたが、この急激な増加は、法改正によって、平成24年度から重症心身障がい児施設入所者も療養介護の支給決定を受けたことによるものです。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
療養介護	人分	計画	6	7	7
		実績	6	7	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人分は実人数。

【サービス見込量と考え方】

本計画においては、平成25年度の実績に基づき、平成27年度からの利用者を7人として見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
療養介護	人分	7	7	7

※人分は月間実人数で、各年度末の見込量。



（6）短期入所

【主な事業内容】

自宅で介護する人が病気などの場合に、施設への短期の入所による入浴、排せつまたは食事などの介護を行います。

【現状と実績】

平成21年度から、人数、延べ人数ともに支給決定を受けている人の大半が、介護者の病気など緊急時のことを考えて受けている傾向があるので、これからも同様の傾向が続くと予測できます。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
短期入所	人分	計画	27	28	28
		実績	18	20	
	人日分	計画	243	251	258
		実績	123	113	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

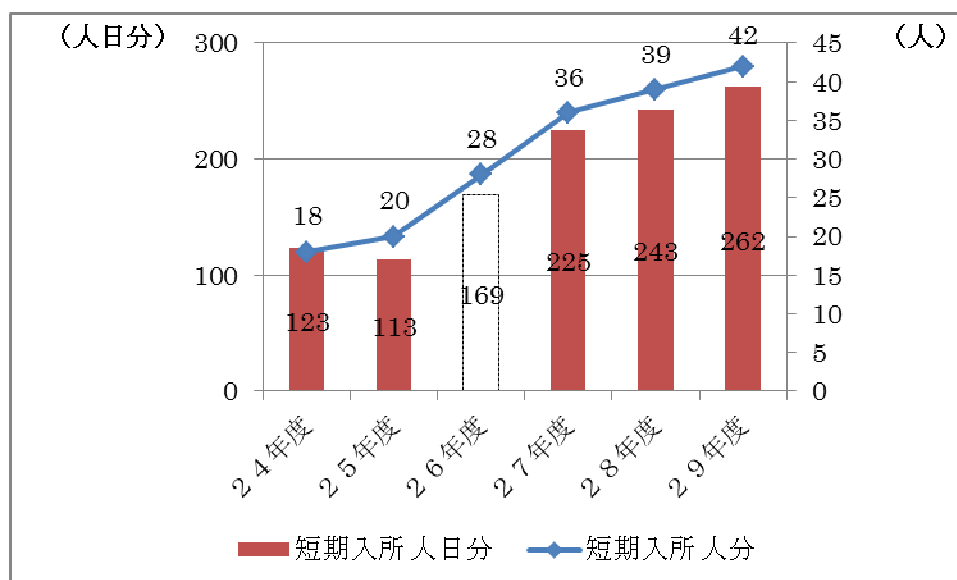
【サービス見込量と考え方】

平成21年度から利用者数に大きな増加は見られませんが、利用日数については、減少傾向に転じました。平成27年度は、これらの実績に利用意向を反映させて見込量を算出いたしました。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
短期入所	人分	36	39	42
	人日分	225	243	262

※人分は月間実人数、人日分は月間延べ利用日数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

【主な事業内容】

○共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助を行います。

【現状と実績】

「障害者総合支援法」の改正により、平成26年度から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助(グループホーム)に一元化されましたが、それぞれの計画値及び実績値で示しています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
共同生活援助	人分	計画	1	1	1
		実績	1	2	
共同生活介護	人分	計画	25	26	28
		実績	32	33	—
計	人分	計画	26	27	29
		実績	33	35	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人分は月間実人数。

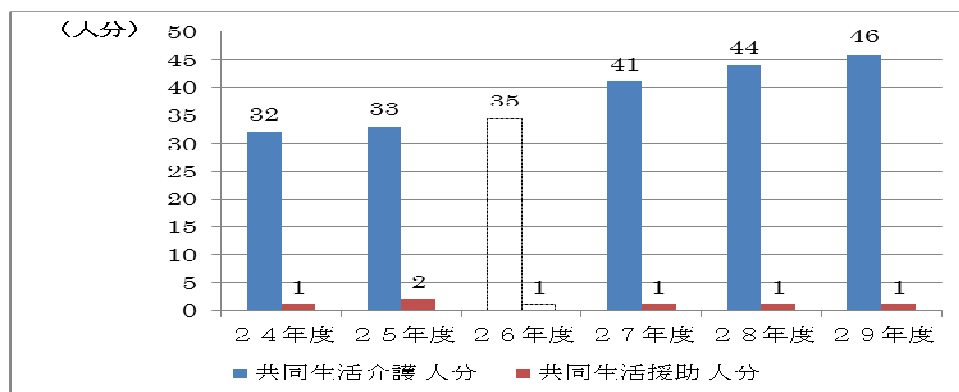
【サービス見込量と考え方】

共同生活援助に一元化されたことにより、合算して示しています。共同生活援助については、地域で自立するために増加傾向にあります。実績を基に見込量を算出し、さらに利用意向を反映させて見込んでおります。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	42	45	47

※人分は月間実人数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

(2) 施設入所支援

【主な事業内容】

施設に入所する人に、提供される入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

【現状と実績】

施設入所支援では、ほぼ計画どおりの実績値となっております。

今後も施設入所支援については、長期的に入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。また、現入所者に加え、待機者も毎年若干名いることから、まずは待機者の改善を図ることが求められます。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
施設入所支援	人分	計画	45	44	43
		実績	45	45	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人分は月間実人分。

【サービス見込量と考え方】

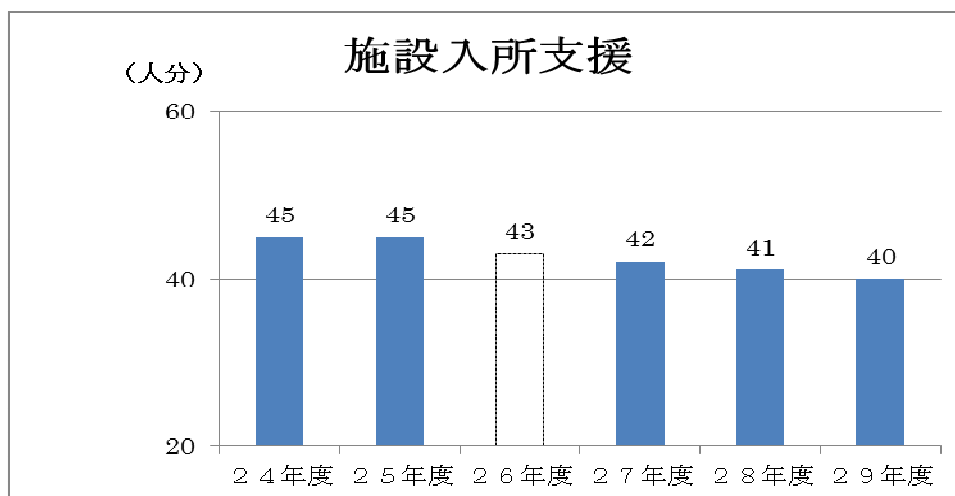
第3期計画の見込どおりに実績が推移していますが、今後も地域移行を進めていくことになっていきますので、平成27年度に42人を見込みました。

少なくとも年度毎に1人ずつの地域移行を目指した計画値にいたしました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
施設入所支援	人分	42	41	40

※人分は月間実人数で、各年度末の見込量。



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

4. 相談支援

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月からは「指定相談支援」が、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」の3種類に移行されました。

「計画相談支援」における一定期間ごとのモニタリングを通じ、施設入所している人の地域生活への移行を支援していきます。

(1) 計画相談支援

【主な事業内容】

障がい福祉サービスの利用調整が困難な単身で障がいのある人を対象に、サービス利用計画書を作成します。

【現状と実績】

障害者自立支援法施行後、精神障がいのある人の退院促進や家族の高齢化などを考慮して、平成21年度から毎年度2～3人程度の支給決定者を見込んでまいりましたが、計画を超える実績になっています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人分	計画	6	9	6
		実績	10	17	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人分は年間実人数。

【サービス見込量と考え方】

平成25年度において、17人の利用実績がありましたが、平成24年度より計画相談支援が強化され、平成27年度よりサービス利用者全員に利用計画を立てる必要があります。

このため、平成27年度からの計画数値につきましては、現在のサービス利用者に加え、新規利用者を毎年20名の増加を見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	362	382	402

※人分は実人数で、月間見込量。

(2) 地域相談支援

【主な事業内容】

①地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

②地域定着支援

居宅において単身、または家庭の状況により同居している家族等による支援を受けられない障がいのある人に対して、常に連絡可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等の相談・訪問・連絡などの緊急対応を行います。

【サービス見込量と考え方】

平成24年度からの入院中の精神障がい者の地域生活移行及び地域定着支援の実績は、ありませんでしたので、平成27年度から平成29年度まで地域移行支援、地域定着支援ともに毎年1人の利用を見込んでいます。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
地域移行支援	人分	1	1	1
地域定着支援	人分	1	1	1

※人分は実人数で、各年度末の年間見込量。

5. 通所支援＜児童発達支援＞

（１）児童発達支援

【主な事業内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などです。

【現状と実績】

「ひまわり教室」の対象者は未就学児ですが、就学児の土曜日の利用など、近隣市町村の事業所を利用するケースも実績としてあがってきました。

また、町外の児童発達支援センターの利用も見受けられますが、実人数及び延べ人数は、減少しました。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
児童発達支援	人分	計画	—	—	—
		実績	21	15	
	人日分	計画	—	—	—
		実績	2,039	1,927	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

【サービス見込量と考え方】

計画につきましては、減少傾向が見受けられましたので、利用実人数については、実績に合わせて算出しており、延べ人数については、実績と同じ伸び率で、見込みました。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	15	15	15
	人日分	1,819	1,716	1,613

※人分は実人数で、各年度末の年間見込量。

（２）医療型児童発達支援

【主な事業内容】

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理が必要であると認められた障がい児を支援します。

【現状と実績】

現在のところ、実績はありません。

【サービス見込量と考え方】

実績から、今後もないものと考えています。

（３）放課後デイサービス

【主な事業内容】

学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを支援します。

【現状と実績】

今まで町内に放課後デイサービスの事業所がありませんので、実績の人数は、すべて町外での利用者となります。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
放課後デイサービス	人分	計画	—	—	—
		実績	2	2	
	人日分	計画	—	—	—
		実績	31	42	

※24年度、25年度は3月実績で26年度は9月実績。

※人日分は月間延べ利用日数。

【サービス見込量と考え方】

放課後デイサービスにつきましては、平成26年5月より、町内に事業所が開設されました。

今まで町外での利用者や町内に事業所があることの利便性を考えると、今後については、利用者の増加が見込まれます。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
放課後デイサービス	人分	5	8	11
	人日分	57	77	97

※人分は実人数で、各年度末の年間見込量。

（４）保育所等訪問支援

【主な事業内容】

保育所、その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児を支援します。

【現状と実績】

平成25年度の実績では、2名となります。

【サービス見込量と考え方】

今後も、増加傾向にあるものと考えておりますので、実績値の2名から毎年1名ずつ増やして計画しています。

（５）障がい児相談支援

【主な事業内容】

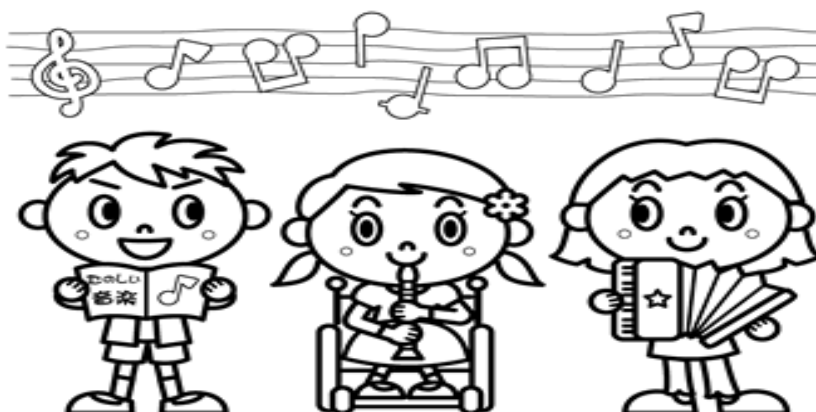
障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童相談。

【現状と実績】

平成25年度の実績では、0名となります。

【サービス見込量と考え方】

今後も、増加傾向にあるものと考えておりますので、実績値の0名から毎年0名ずつ増やして計画しています。



6. 障がい福祉サービス見込量確保のための方策

◆サービス提供事業所、近隣市町や関係機関との連携等によるサービス提供体制の充実

寒川町には障がい福祉サービスを提供する事業所が少ないのが現状です。

また、支援の担い手となるヘルパーも不足しておりサービスの利用希望があっても、まだまだ充分に対応ができていません。寒川町では、ヘルパー養成講座の募集を広報紙に掲載し、神奈川県実施の研修事業への周知を行いました。

第4期計画においても、障がいに応じた適切なサービスが提供できるよう、関係機関に各種研修会への参加を働きかけてまいります。

また、他市との連携のもと、重症心身障がい児者に対しての短期入所サービスを必要に応じて行ってまいります。

◆在宅生活を送る環境の整備や場の充実

寒川町では、関係機関との連携、ケース会議の実施等を通じて、地域での支援を行ってまいりました。手帳説明会などにおいて、寒川町福祉団体協議会を紹介し、当事者団体や親の会の会員数の増員促進に努めています。

また、障がいのある人の就労支援の一貫として、寒川町総合図書館での職場体験実習や事業所に対し庁舎内業務委託を行ってまいりました。

在宅生活を送る環境の整備や場の充実のために、サービスを提供しやすい条件を整えるとともに、日常生活の場や身近な情報等を必要に応じて提供していきます。

グループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。さらに、就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等との連携や、障がいのある人の雇用を促進するため、民間企業や事業主に対して障がい者雇用に関する啓発活動を推進してまいります。

◆相談支援体制の充実と活用

町は、指定相談事業所を設置し、これまでに障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談を受け、相談支援事業所と連携して、適切なサービスに繋げることができるよう調整してまいりました。

また、障がい者福祉施策と介護保険事業では重複するサービス等があり、状況に応じて利用が異なることから、各関係機関と調整会議を行いました。

障がいのある人の地域生活を支援していくためには、その必要に応じた、適切できめ細やかな支援を誰でも受けられるよう、一人ひとりの生活課題に応じた相談体制に組むことが大切です。

困難ケースについても自立支援協議会を活用し、問題解決を図っていきます。

また、障がいのある人の財産を守るために「さむかわ財産保全・管理あんしんサービス」を行っている寒川町社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度利用支援事業等に繋げてまいります。

第6章 地域生活支援事業の見込量

第6章 地域生活支援事業の見込量

町は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策などにより任意に実施する事業があります。

《地域生活支援事業一覧》

必須事業	
(ア) 相談支援事業	障がいのある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行う。
(イ) コミュニケーション支援事業	障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と意思疎通を仲介するための、手話通訳者 [※] や要約筆記 [※] 者の派遣、設置、また点訳による支援。
(ウ) 日常生活用具 [※] 給付等事業	重度障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具や自立支援用具、または排せつ管理支援用具などを給付。
(エ) 移動支援事業	障がいがあり一人で外出することが困難な人を対象とした外出時の移動支援。
(オ) 地域活動支援センター [※] 機能強化事業	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会や場の提供、地域との交流を支援することを目的として事業を展開する地域活動支援センターの機能強化事業。
任意事業	
(カ) 訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の自宅に訪問し、入浴サービスを提供。
(キ) 日中一時支援事業	障がいのある人に日中活動の場を確保し、家族に一時的な休息を提供することや、保護者が就労の機会を増やすことができるよう、障がいのある児童を学校の放課後など一時的に預かる。
(ク) 更生訓練費等給付事業	国制度の障がい福祉サービスのうち、就労移行支援や自立訓練の支給決定を受けている人や身体障がい者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給。
(ケ) 社会参加促進事業	卓球教室の開催やスポーツ大会への参加、手話通訳者養成講座の開催、身体に障がいのある人のために自動車運転免許取得や自動車改造費用の助成など、障がいのある人が積極的に社会参加できるような支援。

1. 必須事業

(ア) 相談支援事業

障がいのある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

【主な事業内容】

- ① 地域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークのあり方や地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方について協議します。
- ② 町内指定相談事業所「生活相談室 すまいる」と連携し、生活、サービス利用などの相談や情報提供、また権利擁護、住宅入居などに必要な援助をします。
- ③ 成年後見制度の利用を推進するため、申し立て費用などの支援をします。

【現状と実績】

より地域の実情に対する課題検討を行うために、平成22年4月より「寒川町地域自立支援協議会」を単独で設置しました。

平成25年度に「ほっとすぺーす」の開設や「福祉マップ」を作成しております。さらなる地域での課題に対して具体的な取り組みを行ってまいります。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
相談支援事業	事業所	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
	相談員数	計画	3	3	3
		実績	3	4	4
	相談件数	実績	3,717	3,291	
成年後見制度利用支援事業	申立件数	実績	0	0	2

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

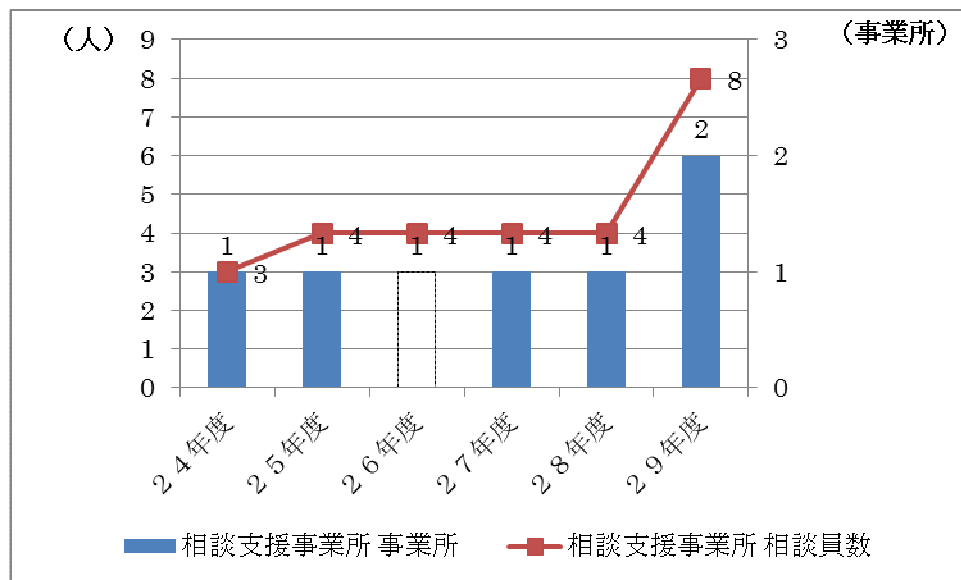
【サービス見込量と考え方】

現状では町内の事業所は、1箇所ありますが、制度の改正などに伴い、必要性が非常に高いものと考えられます。

このため、平成29年度に事業所を1箇所、相談員数も同等に増やした数値で見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
相談支援事業	事業所	1	1	2
	相談員数	4	4	8



※平成26年度は未確定のため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

寒川町の自立支援協議会の現状として、今まで計画の策定や課題の整理を行ってまいりましたが、今後は具体的な地域の課題に対して取り組みを行う必要があります。

計画上、平成29年度に相談支援事業を1箇所増やすことにより、今後は基幹相談支援センターの必要性を検討し、引き続き成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

また、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されることにもない、障がいのある人の人権擁護と虐待防止のための「障害者虐待防止センター」の設置について、県や関係機関、近隣自治体等と連携しつつ、人権擁護と虐待防止に向けた体制の検討・整備を図っていきます。

(イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、視覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、設置、また点訳による支援などを実施します。

【現状と実績】

平成20年4月から週5日、福祉課窓口到手話通訳者を設置したことで、開庁時のほとんどの時間帯で手話通訳の利用ができるようになり、ほぼ計画どおりの実績となりました。救急搬送など緊急時の手話通訳者派遣を開始、また光化学スモッグなどの気象、災害情報のメール配信など、開庁時以外の支援が充実しています。

また、平成22年度より視覚障がいのある人向けに点字プリンタによるお知らせを実施しています。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
手話通訳者設置	実設置者数	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
手話通訳者派遣	実利用者数	計画	23	25	27
		実績	24	19	
	延べ利用者数	計画	115	125	135
		実績	116	120	
要約筆記者派遣	実利用者数	計画	2	2	2
		実績	2	2	
	延べ利用者数	計画	12	12	12
		実績	2	12	

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。



【サービス見込量と考え方】

手話通訳者設置事業については、週5日の設置を継続します。

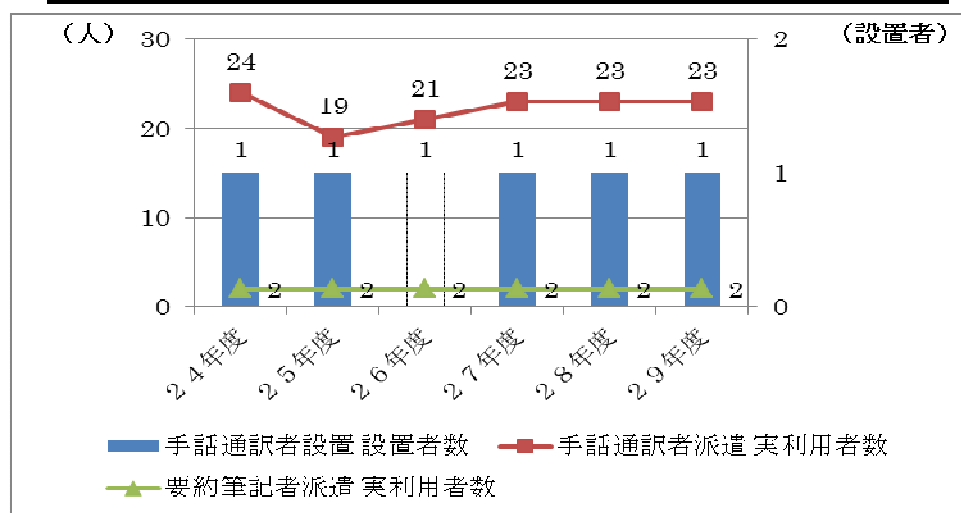
手話通訳者派遣の実利用者数については、減少傾向にあるため、数値の見直しを行い、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

また延べ利用者数におきまして、実使用者数に反して増加していたため、第3期計画通り推移していますが、こちらも数値の見直しを行い、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

要約筆記者の派遣については、大幅な増加は見込めないため実利用者数や延べ利用者数については、実績数といたしました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
手話通訳者設置	設置者数	1	1	1
手話通訳者派遣	実利用者数	23	23	23
	延べ利用者数	125	126	126
要約筆記者派遣	実利用者数	2	2	2
	延べ利用者数	12	12	12



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

手話通訳者設置事業については、平成20年4月より週5日設置となりましたが、今後も役場窓口の開庁に合わせた設置を継続していきます。さらに、情報機器を利用するなどコミュニケーション手段の選択肢を増やすための検討も重ねていきます。手話通訳者等派遣事業については、夜間の救急車要請などの緊急時の対応の充実を図っていきます。

また、視覚に障がいのある人には、22年度より点字文書によるお知らせが実施されましたが、障がい福祉部門だけではなく、全庁的に視覚障がいのある人に支援ができるよう調整をし、早期実現を目指します。

(ウ) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や入浴、食事などの自立生活を支援する自立支援用具、またはストマ用装具などの排泄管理を支援する排泄管理支援用具などの快適な日常生活を支援するための用具を給付します。

【現状と実績】

障害者自立支援法の施行に伴い、ストマ用装具などの排泄管理支援用具が補装具※から日常生活用具としての取り扱いになったことにより、引き続き、利用者増が見受けられます。

事業特性として、一度交付してしまうと耐用年数を超えないと基本的には再交付ができないうえ、修理対応もできないため、件数自体は大幅な増加の傾向が見られるということではありません。

なお、排泄管理用具(ストマ用装具等)については、増加傾向にあります

支援用具			24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	件数	計画	3	3	3
		実績	0	0	
自立生活支援用具	件数	計画	9	6	8
		実績	5	6	
在宅療養等支援用具	件数	計画	7	7	7
		実績	5	7	
情報・意思疎通支援用具	件数	計画	8	8	8
		実績	5	7	
排泄管理支援用具	件数	計画	78	84	90
		実績	144	155	
居宅生活動作補助用具	件数	計画	1	1	1
		実績	0	0	

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※人数は給付実人数、件数は年間申請延べ件数。

【サービス見込量と考え方】

排泄管理用具（ストマ用装具等）については、増加傾向にありますので、実績を基に見込量を算出し10人ずつの増加と見込みました。

また、平成26年度より排泄管理用具（ストマ用装具等）の品目が増えております。

排泄管理用具（ストマ用装具等）以外の用具については、上記事業特性より、実績値を今後の計画の見込みとしています。

（29年度までの見込み）

支援用具		27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0
自立生活支援用具	件数	6	6	6
在宅療養等支援用具	件数	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件数	7	7	7
排泄管理支援用具	件数	161	171	181
居宅生活動作補助用具	件数	0	0	0

【29年度までの事業展開】

技術の進歩に伴い、新たに日常生活用具の対象となりうるものが増えてきています。とりわけ情報・意思疎通支援用具に関しては、利用者からの要望が多く、日常生活用具の対象とするかどうかの検討が必要となってきています。

今後も引き続き、対象となるものの見直しをおこない、より良いサービス提供ができるよう、事業を進めていきます。

（工）移動支援事業

障がいがあり一人で外出することが困難な人に、社会生活を営む上で必要となる外出や余暇活動などの社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。

【現状と実績】

制度への理解が進み、支給決定と実績の差が無くなり、実利用者数と延べ利用時間は安定した利用状況となっておりますが、平成25年度については、すべてにおいて減少傾向が見受けられました。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
移動支援事業	実利用者数	計画	90	93	96
		実績	63	42	
	延べ利用者数	計画	873	900	927
		実績	849	671	
	延べ利用時間	計画	13,714	14,140	14,565
		実績	9,250	6,310	

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※人数、時間とも、年間利用延べ数。



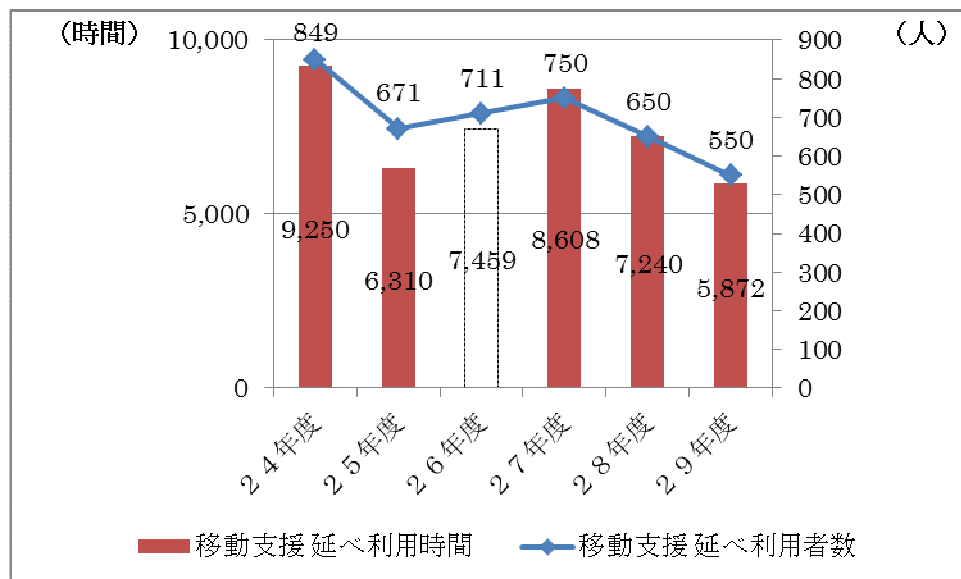
【サービス見込量と考え方】

それぞれ実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間は、過去の実績を基に見込み、利用意向を反映させております。

平成25年度の時点で減少傾向にありましたので、平成27年度からは、他へのサービス移行も考慮して利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間を減少傾向に見込んでおります。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
移動支援事業	実利用者数	52	47	42
	延べ利用者数	750	650	550
	延べ利用時間	8,608	7,240	5,872



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

全国的なヘルパー不足の状況の中、いかに社会資源を増やしていくかが課題となっています。

この課題については、時間を要するもので、早急な解決を望めるものでないことから、国や県などと協力しながら、対策を講じていきます。

また、利用目的や実施方法を見直し、より社会参加を促せるよう検討を続けます。

（オ）地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供や、地域との交流を支援することを目的として事業を展開する地域活動支援センターの機能を強化するための事業を実施します。

【現状と実績】

この事業の基礎となる地域活動支援センターは、町内に1箇所設置しています。町内に1箇所の設置であるため、茅ヶ崎市内にある地域活動支援センターを一部の人が利用できるよう、茅ヶ崎市と協定を結んでおります。

サービスの名称				24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター	町内	設置箇所	計画	1	1	1
			実績	1	1	
		実利用者数	計画	10	12	15
			実績	15	17	
	町外	利用箇所	計画	4	4	4
			実績	4	3	
		実利用者数	計画	23	27	30
			実績	10	8	

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※箇所は町内設置数、人数は町内事業所実利用者数。

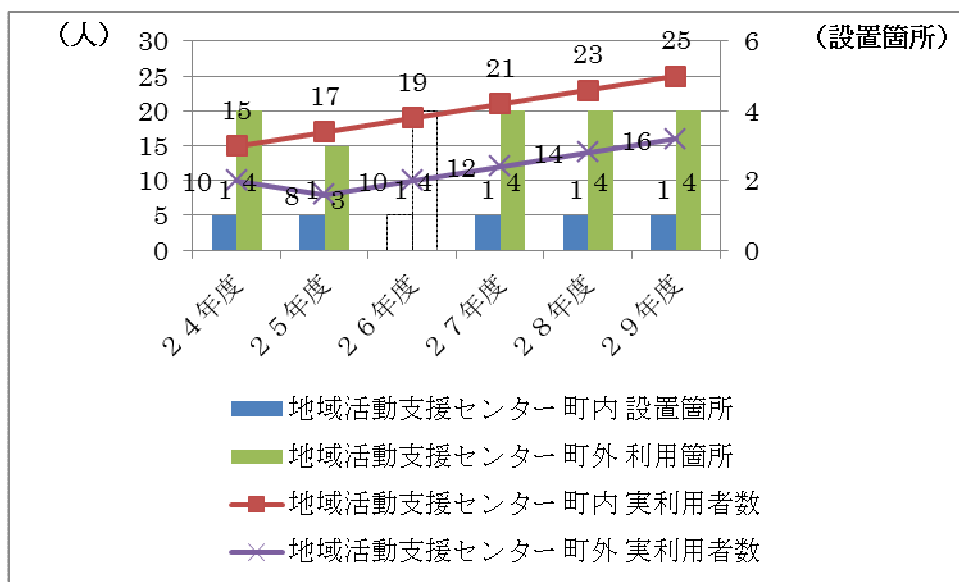


【サービス見込量と考え方】

現状、町内の事業所は1箇所となっていますが、今後も利用者の増加が見込まれるため、見込量としては25人としました。また、町外の事業所については、茅ヶ崎市との協力を引き続き行っていきますので、こちらの利用者数についても、増加を見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター	町内			
	設置箇所	1	1	1
	実利用者数	21	23	25
	町外			
	設置箇所	4	4	4
	実利用者数	12	14	16



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

平成23年4月より、町内に地域活動支援センターを設置したため、引き続き、地域をはじめとする関係機関への周知を行い、相談件数の増加に伴う対応や、さらなる県のメニューに沿った事業展開を行います。

引き続き茅ヶ崎市の協力を得て、茅ヶ崎市内の地域活動支援センターを利用できるように調整を図ってまいります。

2. 任意事業

(カ) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人の自宅に訪問し、入浴サービスを提供することで、身体を清潔にし、心身機能が維持できるよう支援します。

【現状と実績】

平成22年度を境に実利用者数は、減少傾向が見受けられます。

また、延べ利用者数につきましても、利用者数の減少に伴い減少傾向が見受けられます。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス	実利用者数	計画	10	11	12
		実績	6	5	
	延べ利用者数	計画	421	464	506
		実績	276	218	

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※人数は実人数、回数は年間利用延べ数。

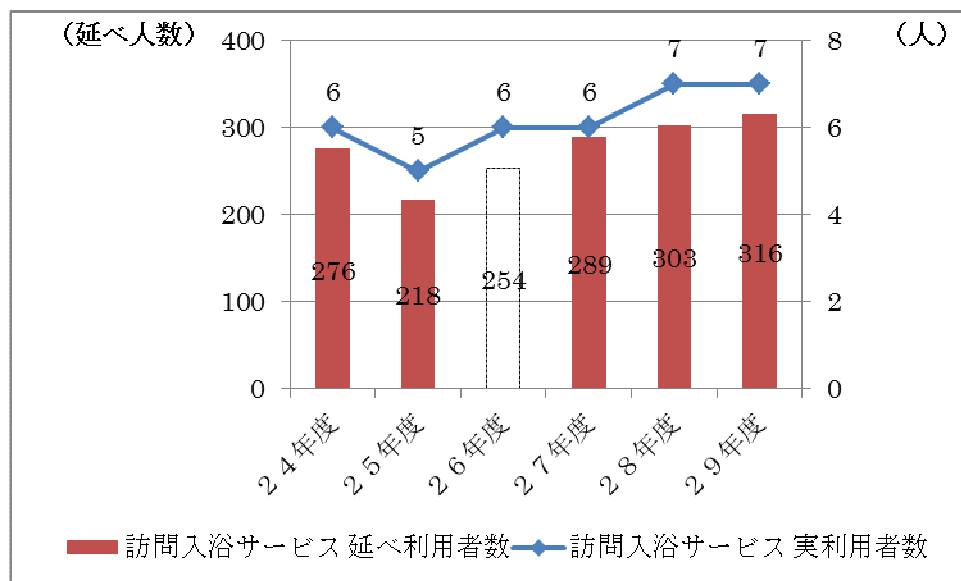


【サービス見込量と考え方】

利用できる対象者が限られているため大幅な増加は見込めませんが、利用実績を基に見込量を算出した結果、おおよそ年間1人の増加となりました。

（26年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス	実利用者数	6	7	7
	延べ利用者数	289	303	316



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】障がい者計画

大幅な利用者増は見込めませんが、平成29年度まで事業を継続していきます。他のサービスが充実し、訪問という形態をとらなくても入浴サービスが提供できるようであれば、移行していくことも検討していきます。

（キ）日中一時支援事業

障がいのある人に日中活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族に一時的な休息を提供することや、障がいのある児童を学校の放課後など一時的に預かり、保護者が就労の機会を増やすことができるよう支援します。主に20才以上の人を中心とした、デイサービスの的なものと、主に児童を中心とした養護学校やデイサービス利用の後の放課後支援的なものがあります。

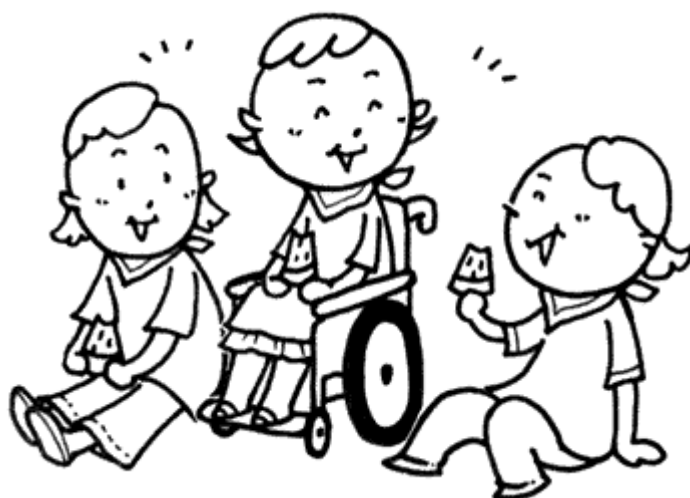
【現状と実績】

平成25年度より、町内に新たな事業所が1箇所開設され、利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間のいずれも、急激な増加傾向がみられます。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
日中一時支援	実利用者数	計画	68	79	89
		実績	47	64	
	延べ利用者数	計画	573	664	754
		実績	451	601	
	延べ利用時間	計画	8,386	8,711	9,048
		実績	9,775	25,503	

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※人数、時間とも年間利用延べ数。

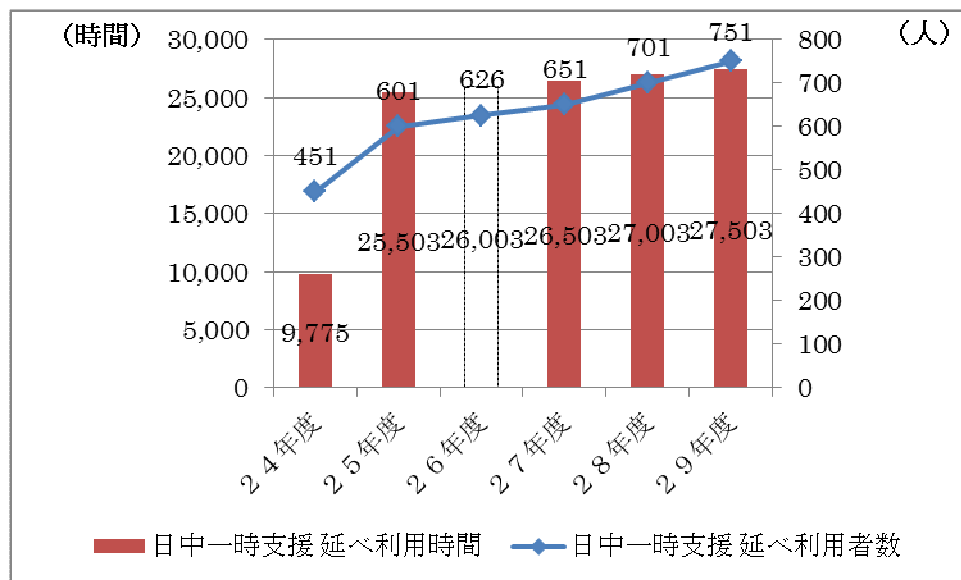


【サービス見込量と考え方】

実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間数について、平成25年度の日中一時支援の実績数を基に、利用意向を反映させて、平成27年度以降の計画値を算出いたしました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
日中一時支援	実利用者数	84	89	94
	延べ利用者数	651	701	751
	延べ利用時間	26,503	27,003	27,503



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間のいずれも急増していることを踏まえ、市内既存の事業所をさらに充実させていくとともに、近隣市町の利用できる事業所を開拓することで、今後も増加を見込みます。

また、障がい者や障がい児の利用における整理が、今後は必要になるものと考えております。

(ク) 更生訓練費等給付事業

国制度の障がい福祉サービスのうち、就労移行支援や自立訓練の支給決定を受けている人や身体障がい者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給し、社会へ復帰するための支援をします。

【現状と実績】

事業所の事業体系の移行により、21年度までの計画値と実績人数に開きが見受けられましたが、22年度からの実績数値は、安定してきております。

サービスの名称			24年度	25年度	26年度
更生訓練費給付	給付実人数	計画	24	25	25
		実績	16	11	

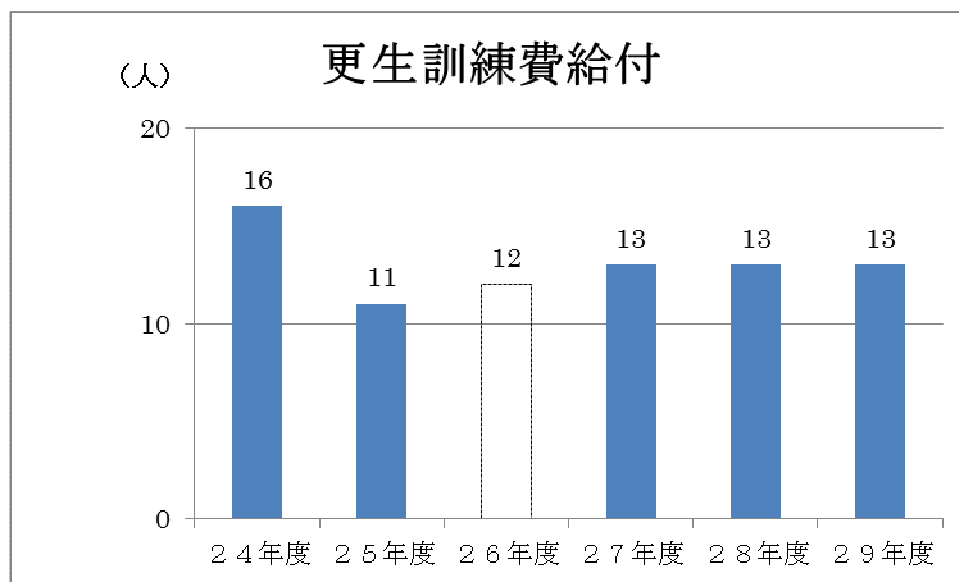
※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

【サービス見込量と考え方】

減少傾向にありますが、実績値は安定してきているため、数値の見直しを行い、実績の平均値である13人を見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
更生訓練費給付	給付実人数	13	13	13



※平成26年度は利用量が確定していないため、平成25年度と平成27年度の中間値を表示している。

【29年度までの事業展開】

自立訓練や就労移行支援を利用する人に更生訓練費を支給することで、自立した生活に移行できる可能性を高められるよう事業を継続していきます。

（ケ）社会参加促進事業

卓球教室の開催やスポーツ大会への参加、手話通訳者養成講座の開催、身体に障がいのある人のために自動車運転免許取得や自動車改造費用の助成を行っています。

スポーツ教室の開催や聴覚や視覚に障がいのある人の交流活動を支援する奉仕員を養成するなどして、障がいのある人が積極的に社会参加できるよう支援します。

【現状と実績】

卓球教室及びスポーツ大会は、例年ながら参加者が固定化されておりますが、平成26年度は新規参加者がありました。

手話通訳者につきましては、引き続き町内の手話通訳者を養成するため、町聴覚障害者協会の協力を得ながら、手話通訳者養成講座を開催しています。

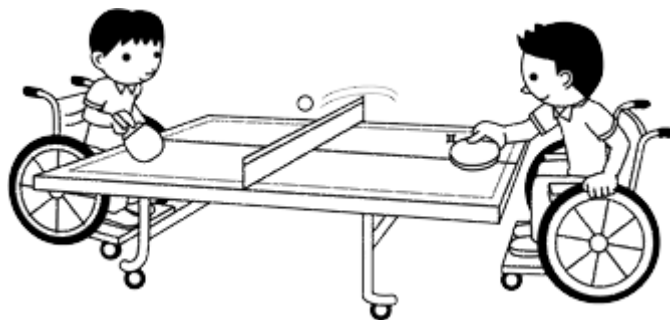
卓球教室やスポーツ大会参加は、安定的な参加実績がみられます。

自動車運転免許取得費用は実績のない状態が続いていますが、自動車改造費用は、年度によりばらつきが見受けられます。

支援用具			24年度	25年度	26年度
卓球教室	延べ参加人数	計画	150	160	170
		実績	139	141	
スポーツ大会参加	延べ参加人数	計画	65	70	75
		実績	62	64	
手話通訳者養成講座	実受講者数	計画	32	32	32
		実績	23	19	
	登録見込み者数	計画	0	0	1
		実績	0	0	
自動車運転免許取得費用	延べ助成人数	計画	1	1	1
		実績	0	0	
自動車改造費用	延べ助成人数	計画	4	4	4
		実績	0	2	

※24年度、25年度は3月までの実績で26年度は9月までの実績。

※手話通訳者養成講座は受講者数、それ以外は年間利用延べ数。



【サービス見込量と考え方】

全般的に実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させました。

卓球教室及びスポーツ大会につきましては、毎年度5人の増加としています。

手話通訳者養成講座については、神奈川県内において毎年度10人ほどが通訳者試験に合格していますが、合格者が必ずしも町内在住とは限らないため、見込としては平成29年度に1人増としています。

自動車運転免許取得費用については、過去に実績がないため第3期計画と同様の見込量となっています。

自動車改造費用については、各年度によって実績に増減があり推計は難しいため、過去の実績から2人を見込みました。

(29年度までの見込み)

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
卓球教室	延べ参加人数	140	145	150
スポーツ大会参加	延べ参加人数	65	70	75
手話通訳者養成講座	実受講者数	32	32	32
	登録見込み者数	0	0	1
自動車運転免許取得費用	延べ助成人数	1	1	1
自動車改造費用	延べ助成人数	2	2	2

【29年度までの事業展開】

・卓球教室、スポーツ大会

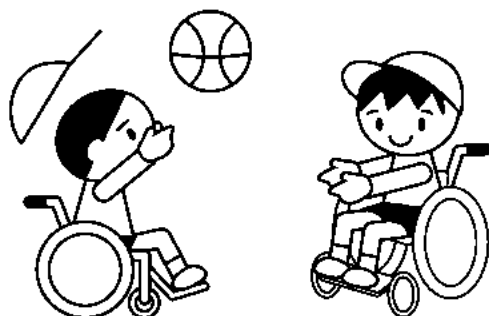
すでに参加されている人に加えて、新規に参加される人を増やしていくための広報活動や障がいのある人が参加しやすい新たな競技種目の検討を行い、障がいのある人がひとりでも多く参加できるような事業展開をしていきます。

・手話通訳者養成講座

確実に手話通訳の登録者を増やすため、単年度でとらず、複数年にわたって計画的に講座や演習などを開催していきます。

・自動車運転免許取得費用・自動車改造費用助成

実績はあまり上がっておりませんが、障がいのある人が必要な時にいつでも利用できるよう、事業を継続していきます。



3. 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

障がいのある人が、町で自立した日常生活を送ることや生きがいを感じながら、生活していくには、国が実施しているサービスだけでは限界があります。

それを補うためにも、町の事業である地域生活支援事業を充実していかなければなりません。

また、サービス提供の充実に終わらず、さらに地域の人たちの理解と協力を得て、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう検討していきます。

◆相談支援体制の強化

第4期計画におきましても、引き続き、地域における支援体制の問題点や課題などについて地域自立支援協議会において協議、検討し、障がいのある人を相談支援するネットワークの構築及び地域の課題に対する取り組みを図ります。

◆サービス提供事業所の整備

日中一時支援事業者が町内に1箇所、増えたところですが、移動支援につきましても、提供事業所が少なく利用者の要望に充分に応えることが難しい状況が続いています。

第4期計画におきましても、移動支援事業において適正な利用が出来るように見直しを行います。

◆地域支援体制の確立

地域支援体制の確立に向け、引き続いて地域でのネットワークを築き上げながら、町主催のイベントに積極的な参加してもらっています。

広報や地域活動団体、関係機関とのさらなる連携を図り、あらゆる町民がイベントへの参加を通じて、また、障がいのある人が作った手作り品を公共施設内で展示、販売などを行うことにより、障がいのある人への一層の理解と協力を促していきます。